

総務産業委員会報告書

令和7年11月20日

備前市議会議長 西上 徳一 様

委員長 森本 洋子

令和7年11月20日に委員会を開催し、次のとおり調査したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備考
1 企画政策についての調査研究 ① 関係事項・交流人口対策について	継続調査	——
2 財政管理についての調査研究 ① 決算（流用・繰越明許等）について	継続調査	——
3 行政管理についての調査研究 ① 公印の管理について	継続調査	——
4 都市計画、道路・橋梁及び河川等についての調査研究 ① ビーテラスについて	継続調査	——
5 住宅政策、移住・定住政策についての調査研究 ① 移住定住促進施策（空家・新築住宅補助、住宅地への対応）の取組について	継続調査	——
6 文化観光についての調査研究 ① 観光行政について ② 観光旅客船について	継続調査	——

<報告事項>

- 12月定例会に提出予定の議案について（総務課）
- オリックス・バファローズの観戦ツアーに係る住民訴訟事件について（総務課）
- 週休2日工事及び適正な工期の確保の取組について（契約管財課）
- 確定申告会場変更の御案内について（税務課）
- 六古窯サミットについて（観光・シティプロモーション課）
- 12月定例会に提出予定の議案について（建設課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項（総務関係）	2
企画政策についての調査研究	8
財政管理についての調査研究	10
行政管理についての調査研究	14
報告事項（産業関係）	19
住宅政策、移住・定住政策について の調査研究	31
文化観光についての調査研究	34
閉会	44

総務産業委員会記録

招集日時	令和7年11月20日（木）	午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会～	午後3時22分 閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催	
出席委員	委員長	森本洋子	丸山昭則
	委員	尾川直行	石原和人
		山本 成	松本 仁
		内田敏憲	
欠席委員		なし	
遅参委員		なし	
早退委員		山本 成	
列席者等		なし	
傍聴者	議員	なし	
	報道	あり	
	一般	なし	
説明員	企画財政部長	榮 研二	企画課長 木和田純一
	財政課長	三宅貴夫	
	総務部長	石原史章	総務課長 難波広充
	契約管財課長	西村昌英	税務課長 星尾雄二
	観・シイ・モ・ヨ・櫻 備前焼振興課長	神田順平	
	建設部長	梶藤 熱	都市計画課長 井上哲夫
	建設課長	岡村 悟	
審査記録	次のとおり		

午前9時30分 開会

○森本委員長 ただいまの御出席は7名です。定足数に達しておりますので、これより閉会中の総務産業委員会を開会いたします。

***** 報告事項（総務関係） *****

報告事項からお受けいたしたいと思います。

○難波総務課長 総務課から定例会議案について御報告いたします。

人事院勧告を受けての人事費に係る補正予算並びに職員の給与など、関連する条例の改正、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に合わせた旅費条例等の改正、共同設置する備前市、瀬戸内市監査委員事務局の規約改正と併せて職員の給与の取扱いに関する条例の制定、各所市の施設に放置された自動車の撤去請求に関する訴えの提起に係る議案などの提出を予定しております。

なお、今回次第のほうには載っていないんですけども、訴訟に関連しまして1件御報告をさせていただきます。

オリックス・バファローズの観戦ツアーに係る住民訴訟事件について、11月13日に岡山地方裁判所において判決が出ております。結論から申しますと、本件委託契約は違法とは認められず、これに基づく本件支出命令及び支出が違法であるとも認められない。したがって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却するという内容になっております。

なお、判決が今月の13日ということですので、おおよその目安ではありますが、11月末頃までの間に控訴などがなされる場合もありますので、確定したものではないということは申し添えさせていただきますので、御留意お願いします。

また、詳細につきましては御確認いただきますよう議会事務局に判決文を用意しておりますので、御覧ください。

○石原委員 判決が13日に下されて、控訴がどうなるかというのは2週間以内に相手方がどう出るかということですけど、判決が出た後に判決の文、まさしくこれですかね。これが届いてから2週間。

○難波総務課長 はい。

○石原委員 これはいつ届いたか。

○難波総務課長 市につきましては、当日に受け取っております。ただ、相手方にいつ到達したかは確認できておりませんので、そうした関係上2週間程度というところと考えています。

○森本委員長 よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次の報告事項に移りたいと思います。

○西村契約管財課長 契約管財課から週休2日工事及び適正な工期の確保の取組について報告をいたします。

初めに、週休2日工事についてでありますが、建設業においては労働基準法の改正により令和

6年4月から時間外労働規制が見直しとなり、時間外労働の上限規制が適用されました。これを受けて、災害時における復旧及び復興の事業を除き事業者は月45時間、年360時間を遵守して工事を行う必要があります。ただし、特別条項付の三六協定を締結することで時間外労働の上限を以下の4項目とすることができます。

特別条項付の三六協定についてでありますと、繁忙期など通常予見できない業務の増加等、特別な事情がある場合に限り原則三六協定で定められた時間外労働の限度時間を超えて一時的に労働させることができる労使協定のことです。この特別条項付の三六協定を締結することで、時間外労働、休日労働を合わせて1か月100時間未満、時間外労働、休日労働を合わせて2から6か月平均80時間まで、時間外労働は年720時間まで、1か月45時間を超える時間外労働は年6回までとすることができます。違反した事業者には6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が適用されます。

このような背景から、事業者が安心して遵守できる環境を構築する政策として週休2日工事の取組が極めて重要となるため、本市においても令和8年4月以降に発注する一部の建設工事、土木工事、建築工事、治山林道工事、水道工事、港湾工事から実施する予定としております。

参考としまして、岡山県及び岡山県内15市の状況を申しますと、週休2日工事を実施している自治体は岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、瀬戸内市、浅口市、笠岡市、真庭市、高梁市、新見市の10団体となります。また、未実施の自治体につきましては備前市、玉野市、総社市、赤磐市、井原市、美作市の6団体となります。

次に、適正な工期の確保についてでありますが、建設業の労働時間は他産業よりも高水準となっており、さきの時間外労働の上限規制に加え将来にわたっての担い手を確保するためにも建設業従事者の処遇改善は急務となっております。そのため、国においては発注者の時間外労働規制を遵守しての工期設定、自然要因、猛暑日における不稼働を考慮した工期設定の2項目を適用した工期設定を実施しております。本市においても令和8年4月から実施を予定している週休2日工事による工期の確保に加え、年度末の繁忙期の工事量を年度初めの閑散期へ分散することで工事量の平準化を図るための工期の確保を検討しており、令和8年度より債務負担行為等を積極的に活用していくことを考えております。

参考となりますと、以下の図は国が青色、都道府県赤色、市区町村緑色における月別の工事量の状況を棒グラフで表したものになります。青枠は閑散期を、赤枠は繁忙期を示しております。

グラフを見ていただくと、国は債務負担行為等を活用することで年間を通して各月の工事量は平均的に棒グラフの高さが年間を通して等しくなるように平準化を図っております。それに比べて市区町村は閑散期と繁忙期では工事量に差が見受けられ、平準化が進んでおりません。これを解消するために本市においても債務負担行為等を積極的に活用していく、工事量の平準化と工期の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、次の図は各工事における工程を表したものとなります。例年ですと図の上段のよ

うに単年度で工期を設定しますと年度半ばから年度末にかけて工事量は集中し、工事量が多くなることで長時間労働や休日の確保が困難となります。その反面、年度当初には工事量が少ないため、効率的な人材や資機材の運用が問題となっております。そのため、令和8年度は図の中段のように年度の途中に債務負担行為等の議会承認をいただき、工期を当該年度から翌年度にまたぐ工期設定をすることで繁忙期から閑散期へ工事量を分散し平準化を図るとともに、工期を確保して長時間労働の是正や休日を確保していきたいと考えております。あわせて、図の下段のようにゼロ債務負担を活用し前倒し発注することで、さらなる平準化を図るとともに工期の確保をしていきたいと考えております。

ゼロ債務負担行為について説明させていただきますと、ゼロ債務負担行為とは次年度に発注する建設工事に債務負担行為を設定し、現年度中に入札、契約を締結することにより次年度当初から工事等を可能とする制度のことです、支出済みについては現年度は事務手続のみで発生はしませんが、次年度に必要となります。

次に、添付しております資料について説明いたします。

添付しております資料は、令和7年4月10日付の国からの通知文と国による施工時期の平準化の促進に向けた取組、さしつけその5項目を表にしたものとなります。

初めに、通知文についてありますが、このたびの内容を示した範囲を色づけしており、ページ数で申しますと3ページから4ページとなりまして、（2）施工時期の平準化の推進となります。

内容を要約しますと、公共工事については年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向にある。工事量の偏りにより閑散期には仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には工事量が集中するため、公共工事に従事する者の長時間労働や休日の取得しにくいことが懸念される。また、資材、機材等についても閑散期、繁忙期のそれぞれで弊害が見受けられる。公共工事の施工時期の平準化を図ることでこれらの問題の改善や公共工事の品質確保にもつながる。そのため、適正化指針に従い工期が1年以上の公共工事のみならず、工期が1年に満たない公共工事について繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、閑散期の工事量の確保、繁忙期の解消を図り、施工時期の平準化を図ること、各地方公共団体においては全発注部局において取組を推進するとともに、品確法に基づき財務部局と発注部局が連携し、議会の十分な理解及び支援の下、今後の予算編成において施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定するなど、具体的な取組を進めることと通知されております。

次に、国による施工時期の平準化の促進に向けた取組、さしつけそのについてありますが、さしつけが債務負担行為の活用、しが柔軟な工期の設定、すが速やかな繰越手続、せが積算の前倒し、それが早期執行のための目標設定となりまして、国が考える平準化を進めるための有効な取組となります。この中で、このたびの取組はさの債務負担見行為の活用となります。

以上のことから国の通知等にもありましたとおり、令和8年度より本市においても施工時期の平準化を図る取組を進めたいと考えております。

○尾川委員 1点目は、現場は実際法律で決められて守っていかないといけないと思う。実施自治体ということで実際どの程度励行されとているのか、そのあたりについて取組はどのようにお考え、それと現場の意見は少しは入って改善されているのか。

○西村契約管財課長 現場ですけど、建設業協会からは毎年のように週休2日工事については要望がありまして、先ほど言いました閑散期、4月、5月、6月の工事量が減ることについても、そこについても工事を増やしてほしいという要望は受けております。今年もそうでしたけど、特に7月から9月にかけての猛暑日が続く中で施工がなかなか前に行かない時期が例年増えています。そういう中で、この4月、5月、6月と時候でいえばよい時候に工事量が少ないということが問題になっておりまして、そこら辺も現場からは意見として出ております。

○尾川委員 結局工期が遅れることになるし、労働者とすれば収入ということになってきたときにはきちんとアップしてくれればいいけど、日曜日、土曜日、週休1日、1日全部が全部毎日毎日、毎週毎週やりよるわけじゃないと思うけど、備前市としてはそのあたり何か矛盾は感じていないか。

○西村契約管財課長 委員が言われるように日雇の方も当然おられて、基本的にはそういう方は土曜日が休みになることは収入は減るという可能性はあると思います。逆に言いますと休みがないということで若手がなかなか定職にならないという問題がありまして、担い手が不足するという状況もありますので、業界からはどちらかといいますと週休2日とすることで若手とか担い手の確保のために環境を整えてほしいという要望のほうが強い傾向にあります。

○尾川委員 週休2日工事及び適正な工期の確保の取組についての2ページ目の公共工事における工事量の状況は備前市の場なのか、一般的な話なのか確認したい。

○西村契約管財課長 この図は国土交通省が出している一般的な図になりますけれども、基本的に各自治体についても同じような傾向があります。基本的に予算をいただいて4月から大体6月にかけて設計とか入札とかをすると大体7月から工事量が伸びていくような傾向にあります。そうすると、先ほども申しましたが、実際はすごい猛暑日でなかなか工事が進まない時期か、工事が一番多いという傾向にあります。実質的に言うと年度末まで工事が工期が伸びたりとかという傾向にあります。ですので、基本的には国が示しているとおり一番閑散期である4、5、6月にも工事が平均的にあるようにしていくように考えております。

○尾川委員 一遍備前市の現状はどうなっているか、ある程度の期間のスパンでどういう状況になっているか、してもらいたい。

もう一つ、採用になって3か月ぐらいは養成期間が要ると思うので、当然仕事は減っていいと思うけど。ただ単に平準化する言うから、その労働力はレベルの問題からしたら、新卒で4月入社とか、今頃は通年採用とかというふうに変わってきてているけど、この辺からしたら4、5、6

月は仕事を減して養成する時間にすべきと思う。あくまでも個人的な意見。もう一つは財政の年度というくくりをやめてしまうかと。

それともう一つ、備前市とすれば今まで未実施になっていて、実際、土曜日はずっと仕事をしてきているのかを聞きたい。

○西村契約管財課長 備前市の発注状況は実際グラフにしておりますので、それは示すようにいたします。

あと、委員が言われる新卒の3か月の研修期間としてはという意見も一つの意見としてはあると思います。

○尾川委員 実際現実が、備前市の発注状況で工事の状況はどうなっているか。

○西村契約管財課長 備前市の発注状況は今国が示している状況と変わりなく同じ状況です。

○尾川委員 今まで一般的に、前から言っていた、年度末に仕事増えて、いろいろ予算の都合で災害が起きたらいけないから予算を抑えているとか。それと、発注がきちっとした形か、要するに予算消化の発注かというのも議論があるけど、そのあたり。様子見て災害が起きたらいけないからプールしておくと、どうしても置いておくと、消化せずに幾らか残していくという考え方があったと思うけど、それを平準化になってきたら3月の繰越しとか、金額消化するのを平準化するということだけど、実際現場とすればどんな感じ、担当者とすればどんなですか。

○西村契約管財課長 委員が言われるように一応予算は年度内に執行するのが基本とは思います。現場の話でいいますと、先ほど言いましたようになかなか施工できない事故もある中で、例えば3月末に工事が集中するとなると人手が不足したりとかということでなかなか備前市が例えば10発注しても着手が例えば7とか8とかしかできなく、仕方なく繰越しをするということがあります。そうではなくて基本的には初めから基本その工事は適正な工期があるんですけど、それに基づいて先ほども資料にあります余裕を持った期間の設定とかということも国は進めていますので、ある程度柔軟な工期の考え方が今後人材を確保するとか、環境をよくしていくとかという中では必要になってくるのではないかとは考えております。

○尾川委員 昨日和気の労働基準監督署の署長の話、死亡災害が2件と、和気管内で。今この話を聞いてどういう影響があるかなと。2件の死亡災害が多いと思う。外国人労働者が多くなっているとか、そういうことはあると思うけど、結局発注者の責任があると思うので、どういうふうに運用するか。

○西村契約管財課長 委員が言っていた労基の事故2件について私がお聞きしたのは1件は備前市にあります。それは高齢の方が作業していて転落したという事故で、その状況としましては猛暑日であって休憩をしながらの作業でしたけれども、高齢も重なり頭がくらつとしたといいますか、ということで転落したとお聞きしておりますので、高齢で75歳を越えて作業員の方も結構建設業の中ではおる中で若手がかなり少ないと、ほかの産業よりも少ないという状況にありますので、そういうった時候のいい時期に工事ができる環境とか、若い人が集まるような環境と

か、環境以外に例えば今までいいますとＩＣＴの推進とか、国はかなり柔軟にいろんな人が工事に着手できるような環境づくりをどんどん進めていますので、備前市もそれに負けないぐらいの勢いでいろんな取組にはしていきたいと考えております。

○松本委員 国土交通省から今年4月10日に出ている指導ですけど、例えばこういう現実があるというのは現場、備前市も含めてですけど、全国的にこういうことは感じとったわけでしょ、ずっと従来。それがこの期に出たという背景は何かあったのか。今年は特に暑かったからこれは何とかせんといけないという、例えばそういう動機とか、何か背景が分かれば教えて。

○西村契約管財課長 この通知ですけど、今回は7年4月10日付のものを出してますが、ここ1回ではなくて複数年同じような通知は毎年来ています。同じではないんですけど、そのたびにある程度新しい内容を盛り込んだ内容にはなってはおりますが、基本的には債務負担による工期の設定というのは私が見る限りでは国は令和3年ぐらいからずっと毎年のように通知は各自治体に向けて通知はしております。

○松本委員 今年の通知は従来どおり来たと。新しいこととはほとんどないということですか。

○西村契約管財課長 新しいことといえば先ほど言ったように暑さ指数、今年は特に猛暑が続いたので、ＷＢＧＴ値が31を超えるものについての扱いとかということは追加で通知はされておりましたけれども、その他については例年どおりがありました。

○石原委員 国からの通達もということですけど、ゼロ債務負担行為、これ表もあったりしますが、備前市においても公共工事でこれまででもありましたよね。全く真新しいことでもなくて、今後さらにこういう形で適正な工事の平準化を図っていくことの確認ですか。

○西村契約管財課長 委員おっしゃられるとおり、備前市においてもありました。これはもう言われるよう確認で、今後それをさらに活発にしていくことでの御報告です。

○石原委員 活発に債務負担行為を利用していくということで、聞いて思ったのは特に市長の任期の最後の年度は議会としてもよく注視、注意して見ていかないといけないというのを改めて感じたところです。

○森本委員長 ほかの方でよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次の報告に移ります。

○星尾税務課長 税務課から確定申告会場の変更について御報告いたします。

本年9月25日に開催されました予算決算審査委員会でも触れましたとおり、令和8年2月、3月に実施いたします確定申告につきまして、例年とは相談会場を変更いたします。つきましては、配付いたしております資料を「広報びぜん」12月号に掲載し、市民の皆様にお知らせいたしますので、御承知おきください。

○内田委員 以前も説明はあったかと思うが、なぜこうなったか、理由をいま一度教えて。

○星尾税務課長 会場の集約化といいますか、今現在申告を受けるシステムにつきまして情報を

つないでいる本庁サーバーがあります。各公民館、地区の公民館にはその本庁サーバーが届いておりませんで、各地区の公民館に申告のシステムを持っていく際に本庁サーバーのデータを持ち出し用のサーバーに情報を移し替えて各公民館に持っていっている状態でございます。その移し替えるのにもかなりの時間がかかりますし、来年1月よりシステムの標準化が始まりまして、持ち出しサーバーに移すことにつきましても若干費用がかかるということがございます。今回、事務改善の集約化に当たっていろんな面からも集約化したほうがいいということで会場を変更させていただいております。

○内田委員 要は、サーバーが通じないからということでいいですか。

○星尾税務課長 はい。

○内田委員 昨年は伊里地区の場合は何人公民館でお受けしているのか。

○星尾税務課長 158名です。

○内田委員 今年は何人ぐらいを予想されていますか。

○星尾税務課長 確定申告、会場で受ける人数は毎年右肩下がりで下がってきておりますが、昨年は定額減税というものがございました関係で還付になる方が増えた関係で若干増えてはおりますので、今回についてはもう定額減税はございませんので、恐らく少なくはなると思いますので、150前後かなとは想定しております。

○内田委員 伊里地区の場合、バスでということで説明があったと思いますけど、出発時間もし決まっておれば、例えば何時に一回とか分かれば教えて。

○星尾税務課長 時刻表につきましては、今業者と時間調整をしておりますが、伊里地区につきましては30分に1本ペースで走らせようかとは考えております。

○森本委員長 ほかの方で。

[「なし」と呼ぶ者あり]

所管事務調査に入らせていただきます。

*****企画政策についての調査研究*****

閉会中の継続調査事件に関する調査研究で、1番目で企画政策についての調査研究です。

関係人口、交流人口対策について。

○尾川委員 関係人口、最近総理大臣替わってから少し地方創生2.0が薄まったけど、具体的な方針が、中身が変わってきたから戸惑いもあると思うけど、地方創生2.0についての取組、関係人口、交流人口とか若者、女子についての重点策をすると理解しどったけど、担当者はどうお考えなのか、それと具体的に総合計画にも載せていくよると思うけど、具体的な活動について、広報についてお伺いしたい。

○木和田企画課長 今委員おっしゃられたように、地方創生2.0につきましては、その方針にのっとって今回の総合計画にも盛り込んでおります。個別具体的な事業というのはかなり幅広いものではございますが、女性、若者に認めてもらえるような形の取組は重点的に行っていくとい

う考えであります。

○尾川委員 具体的なもの出てこないんですけど、関係人口、交流人口に絞って考えたときにつづから動いてどういうふうに、総合計画ができないならできない、しないんです。それとも、それをつくりながら走る、両方走るという考えはないのか。

○木和田企画課長 まず、関係人口、関係人口の定義を申し上げますと、備前市には住んでおられない、その方が備前市に継続的に来ていただくなり、関係していただくということで関わっていただく方を指します。具体的には備前市で行われる各種イベントとかに参加していただく方や、ふるさと納税で寄附していただいた方、こちらのほうが該当するようになります。この関係人口が増加することによって地域の経済活動、消費もろもろが増える、またコミュニティーの活性化につながるという定義となっております。

備前市、先ほど申し上げましたふるさと納税の通常ほかの自治体では寄附していただいたら地元の産品を返礼するというのが一般的な形だと思うんですが、備前市特別で、毎年行っているんですが、コンサートを開いておりまして、寄附していただいた方に備前市に来ていただいてアイドルグループのコンサートを行う。その前日には備前市内の産業というか、例えば事例を申し上げますとミカン狩りとか、地元の魅力が分かっていただけるようなところと一緒に回っていただいて、行く行くは理想的には備前市の魅力を感じていただいて、最終的に移住していただけるような取組を重点的に行っていけるところではあります。

○尾川委員 具体的な計画を示してもらいたい。いついつかまでにどういうふうにしていくとか、一般的には関係人口への登録制度、ふるさと納税の納税者というか、希望者というか、申請者の登録はしているということですけど、関係人口としての意識はないと思うので、そのあたりの具体的な登録制度とかというある程度アウトライン出ているわけですから、そのあたりをどうやっていくか、あるいは備前焼まつりに来てもらうのをどういうふうに把握するかとか、担当が違う、こっちは関係人口じゃなしにもっと祭りとかいろんな形で知らせるとか、登録してもらうとかということで関係を保っていくということで、人的な資源は限られている中であれもこれもというとあれですけど、人の減少はもう明らかに県北並みになっているわけじゃから、そのあたり現状把握からもう発展するというか、何か具体的なものをやって評価していくということをやってもらいたいと思うけど、その点について具体的に計画を示してほしい。

○木和田企画課長 今委員おっしゃられたふるさと住民登録制度、前回の議会で御提案された制度でございますが、そのときの時点ではまだ研究をさせていただくという話をさせていただいたかと思います。実は、先日総務省からこのふるさと住民登録制度について国も関係人口を増やすと、地域を活性化するという考え方を持っております。この登録制度によってその関係人口を可視化できると、地域の活性化につながるということで、年内をめどに国から基本的な制度設計の案を示していただけるということで、ここで各自治体から登録の検討についての説明会を開いていただけるという通知が来ております。ですので、現在手探りですが、この説明会を持っていろいろ

ろ今後の取組を理解していくという足がかりにできればと考えております。

○内田委員 ビーテラスが今年できて、聞くところによると結構市外の方も多いと聞いております。よくよく聞いてみると市外ですけど、実家は伊部とか伊里ということも聞いておりますので、全く市外とは言い切れないですが、市外から来ていることに対して何か関係人口に絡めることでアクションを起こしていることがあれば教えてください。

○木和田企画課長 委員おっしゃるようにビーテラスのほうがかなり若い方、市内、市外問わず毎週利用されている状況は把握しております。その状況をもって今後どういったほかの施策に結びつけていくかというところは今まだ具体的なところは示せておりませんが、当然せっかくそのような形で市外の方、市内の方が交流できる場ができましたので、今後検討させていただきたいと考えております。

○森本委員長 ほかの方で。

[「なし」と呼ぶ者あり]

***** 財政管理についての調査研究 *****

財政管理についての調査研究です。

決算、流用、繰越明許等についてで、尾川委員。

○尾川委員 この間予算決算審査委員会でやり取りがあつて、それについて企画財政部長が適正でないというふうな判断をされた記憶がある。そのあたりについて具体的にどういうふうに判断、適正じゃないというたら黒になると思う。そのあたり議会としては黒言われると判断に困る。決算の繰越明許、流用かどうか、款項目がどうこうという、その辺を詳しく説明して、適正じゃないというたら問題だと思う。適正じゃないけど、大体例外事項があつて認められる場合があるけど、その辺断定してしまうのか。

○三宅財政課長 委員が言われたように本当に適正、不適正という言い方がいいかどうか分かりませんが、予算決算の中で議論になった部分については繰越し予算の部分の繰越し目的であったものを別の目的で使つたのではないかという指摘が一番だったと思います。

予算の繰越しの手続についてでございますが、当該予算については令和5年度当初予算に計上したものをおとし令和6年2月の補正予算において繰越明許費として追加で令和6年度に繰越しされて、それを執行したことありますと、会計年度でいいますと令和5年度繰越しで6年度の予算ということありました。ですから、6年度決算で報告するということは、これは法律的にも、法令的に特に問題ないことでございます。

こちらの法令、予算の執行についてこれに問題があつたかどうかについてなんですかけれども、予算の執行についてはそれいろいろな規定があるんですけれども、市長は歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従つて歳入歳出予算を執行するという形で手続を定めるとされております。備前市の予算規則については予算の執行に当たつては予算の目的に従い経済的、効率的に使いなさいとしております。その点において、この繰越し理由について観

光費、観光施設整備事業という目的で観光費、委託料として繰り越したものでした。それを本来は設計、伊部東の設計という形で部分を調査という形で伝わってはおるんですけども、この調査は観光施設の整備という目的であって調査の委託料として執行しているというところでありますので、目とか節の部分を逸脱していないということで法令違反とまでは言えないのではないかと思っております。ただ、繰越しの理由の説明の中でも伊部東休憩所の点を触れておりまして、それで繰越しするというような説明もあって、それとは目的が違う執行ではないかということで言われると、あのとき部長が答弁されたように執行自体に結果として適切ではなかったというような言い方でとどめているところであって、黒か白かとまでは言われたらなかなか言えないんですけど、法令違反ではなかったのではないかというような表現にさせていただきたいと思います。

○尾川委員 一番こっちで困るのは適正じゃない言われると、目的が違う執行ではないかと、結果として適切じゃなかったという説明があったように思うけど、そのあたりきちっと明確に、今明確にされていると思うけど、文書でもらうというわけにはいかないか。

会計基準に基づいて備前市としての判断としたら、執行部がやったことだから会計が、財政課がやったことじゃないと思うけど、こっちとすれば決算を審査した責任上適正じゃないと言われたらちょっと。

○榮企画財政部長 先ほど三宅財政課長が申し上げましたとおり、執行の手続としては法令違反ではないというところです。その前提といたしまして、繰越し予算につきましては先ほど申し上げたように観光施設整備事業という名称で、内容としては伊部東休憩所の関係の委託料ということでの繰越しということで、これは執行のときは執行部と、それから議会の間でそういうことですよねっていうふうにお互いの合意の上で繰越しを認めていただいたと理解をしております。

ただ、私が先日申し上げたようにその後やむを得ない事情というか、急な話があったというようなことで観光施設整備事業というのを広義な形でそいつた別の事業への、同じ観光という名称で理解いただけると思われるそいつたものにも転用してしまったというところが議会と執行部との信頼に背くというようなことであったのではないかということで、この点を不適切であったと考えて答弁をさせていただいたところでございます。

○尾川委員 一般的に会計基準からしたらそういう場合に会計課長か、財政課長かにそういう説明というか、届出というか、どういう書類でやるか知らないけど、そういうやり取りはなかったというふうにこの間は聞いたけど、要するにそういう例外の場合は財政課長に、そういう文言があると思う。その辺はなかったと断言するわけ、流用というか、その辺については。

○尾川委員 備前市の会計基準はどういうふうになっているのか。届出したらええと。

○三宅財政課長 届出といいますか、予算の費目の形で財政としては判断している、だからこの委託料の調査委託料という形の執行があつて、その調査委託料の中、それが実際に設計のためにあつたのか、こういういろいろな調査だったのかとまでは予算をつけた段階でもう本来こういう目的で使いますという話であつて、実際にはな執行の段階にあつては執行するそれぞれの担当部

署がその予算の委託料という目的、例えば設計に使うお金とか調査に使うお金の中で、どういうところを選んでやるかという部分について執行するそれぞれの担当の部署に任せているのが現状であって、それをわざわざ例えば道路を修繕、修理するでこの道路をやろうと思って取っていたのを、こっちのほうが緊急性があるからとかという部分の分についてはそれなりの執行権の範囲内で選ぶということはあって、そこを一々何か届出をしてという形ではなく、あくまで会計規則の中では予算の費目において計上しているものをその手続によって、その科目によって執行してくださいというところまでしているので、その中の執行の件の範囲ではありましたが、説明とは異なっている部分をどう捉えるかというところで、これは繰越しの予算でもあったので、不適切な部分もあったのではないかという形で部長も答えられたというところで御理解いただけたらと思います。

ですから、中の個別に例外規定とか、そういうことじゃなくて、実際の予算の執行の中で指定された委託料とか、そういった中での使用だったので、その目的には反していないですよというような使い方だったというところでございます。

○尾川委員 許容範囲であったという理解したらいいわけ。その届出云々は、その辺は聞いてない言うのかもしれないけど、それははつきり明言避けたけど。許容範囲というふうに執行権の範囲内で執行したという理解をしたらいいのか。

○三宅財政課長 おおむねそういった理解をしていただいて、理解をしていただきたいというところでございます。

○石原委員 先日の予算決算審査委員会の採決において委員の責任を持って意思表示をさせていただきました。おおむねもう監査の意見でも毎年出てきますけれども、法令に反してはいないものの適正ではないと認められるところがあるからしてという、もう毎年何点か出てきます。今年度でいっても金額小さかったですけれども、例えば有害鳥獣の駆除の補助金、あれも規則には規定されてない小動物へ補助金が交付されとったところも指摘されて、それらも含めての、ほかにもありました。

だから、地方自治法に反している予算執行は恐らく備前市においてもされてないと思います。地方自治法には反していない。ということは、5年度決算においても意思表示させていただいたのは土地取得特会で、そのときも似たようなものです。こここの土地を買いますという予算の中で見聞きしたことないところの土地取得が行われた。それとて地方自治法にも備前市の会計規則等にも恐らく抵触してないと思うが、執行部と議会の信頼関係もあって指摘をさせていただいて、今回はもうろろございましたけど、現計予算内での流用については最終的にはそこはもう執行権の範囲内ということで問題視するところまでは、もうそこまで議員の、議会の判断が及ぶ範疇ではないでしょうから。しかしながら、繰越し予算を、さっき言われましたけど、令和6年6月定期例会で繰越しについての報告が毎年ございますけれども、そのときに担当部長、室長が明確にこの観光費の繰越しは伊部東休憩所に係る事業費ですと明確にお答えもされて、本来であるならばそ

の目的のために幾ら調査設計の委託料であっても本来であれば違うことに使われるのであれば一旦減額をされて新たにその目的の委託料を、これは僕どう考へてもそうされるべきと今でもずっと思うけれども、また本会議で討論等でも申し述べさせていただければと思う。

それから、決算認定というのも僕もいろいろ関心持つて、決算不認定なんかで検索しますと総務省が少しばかり古いですけど、令和2年度、3年度の決算認定、全国の自治体において不認定となった事例の一覧が出ていますけれども、こういうのを見させていただくと27団体、32件において議会が不認定の判断を下されたと。

不認定の理由も一つ一つ載っているけれども、おおむね中には首長と議会の対立みたいな理由もあつたりしますが、多いのは不適正な執行、不適正な事務処理、不適切な会計処理、そういうものが多い。それから、法には触れてないけれども、あまりにも不適正じゃないかという意思で恐らくこちらの議会でも不認定の意思表示がされたと思う。

それから、沖縄の北谷町で令和2年度の決算について一般会計不認定の採決がされたけども、理由として流用の在り方について不適切ではないかという問題視がされての不認定ですけれども、それについては北谷町執行部も議会は不認定としたとはいえ目節の予算流用であって、法令に基づいた予算執行である旨を議会へ報告したということで、措置も何ら講じられず議会に対して町長がお返しをしたと。

不認定の理由も本当にまちまちだということと、これ国に関することが分からないけれども、財務省も繰越しのガイドブック出していくまして、一番新しいのを読んでも甲年度より乙年度へ繰り越した歳出予算は乙年度において甲年度に予定していた事務事業に使用する目的を持って繰り越すこととなるのであるから、繰り越した後においてはその目的に反しないように予算の執行をしなければならないという文言もあって、だから東休憩所の調査委託料、幾ら観光関連の目的とはいえた後に温泉の調査ということのようですので、そこはそういうところをせんだって問題視をさせていただいたの意思表示であったということ。それから不適正な部分もあって、そこは御理解いただきたいみたいなことだったけれども、そういうことも含めての意思表示であったということで、こういう所管事務調査の機会を今日与えていただきましたので、そういう捉えで僕は意思表示をさせていただいた。もう意思表示をしてしまっているので、何かあればすけれど、なければよろしいです。

○三宅財政課長 委員の御指摘も当然だと思います。予算の執行については4月に予算執行方針という形でこういうふうに執行しましょうというて各課長、部課長会議を通じて通知しております。こういうことを受けまして、また新たに御指摘があった部分についてはまた同じような執行方針がありますが、別の機会を持ちまして課長に通知なり、そういう指摘について報告して、もう今後疑念を抱かれるような執行のないように努めてまいりたいとは思います。

○森本委員長 ほかの方でよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時55分 再開

○森本委員長 委員会を再開いたします。

***** 行政管理についての調査研究 *****

行政管理についての調査研究で公印の管理について。

○難波総務課長 公印管理についてのお話ですが、資料としまして公印規則を出させていただいております。

公印規則におきましては、公印の管理、それから使用等について定められておりまして、第4条には公印管理者というところで定めてあります。公印の管理については各公印についてそれぞれ別表第1に掲げる公印管理者が行うものとするということで、別表第1を見ていただきますと公印の種類と形とか使用区分、個数などが書いてあります。こちらで総務課長となっているものが総務課で総務課長が公印管理者になるものでございます。岡山県備前市長の印が総務課長の管理となっておりまして、職員であれば岡山県備前市長の印が総務課長、そのほかでいいますと備前市副市長の印もございます。それぞれ管理者が所管の部署ごとで決められているものです。

それから、第5条では公印の管理ということで盗難、紛失、不正使用等の事故のないように十分な注意を払わなければならないということ、それからその3項では公印は保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由により公印の持ち出しを必要とするときは当該管理者の承認をうけなければならないということが定められております。また、公印の使用につきましては第8条で公印を使用するときは公印管理者に決裁文書を提示し、その承認を受けなければならないということが定められているものです。

○尾川委員 条文見させてもらって、今まで備前市の公印含めていろいろあるけど、トラブル、問題になったという事例はあるか。

○難波総務課長 私の記憶にはなりますが、特に大きな問題というところにつきましては、ありません。今回、認諾書の件というところで発生したというところは……。

○尾川委員 今回だけということ。

○難波総務課長 はい。

○尾川委員 規則は平成17年3月22日、これ合併の日かどうか知らないけど、統一された基準はそういうつくり方はしているのか。

○難波総務課長 規則の制定の日付ですけど、市町村合併があったときでございます。それ以前の各市町の規則を基に整理してつくられたものと理解しております。

○尾川委員 第3条、総務課長が全部全責任というけど、総務部長とか、市長とかという文言が出てこないので、普通こんな規定になっているのか。

○難波総務課長 当然、この規則を定めている最終の権限者は市長ということでは認識しており

ます。市長が総務課長を総括管理者ということで置いているという認識でございます。

○尾川委員 この公印規則の中には、総務課長の上に総務部長があり、その上へ副市長がありという組織になっていると思うけど、全然この規則には載ってきてない。総務課長が全て公印については管理する、全責任みたいな印象がある。そのあたりおかしいことはないの、この規定は。

○難波総務課長 こういう規則になっておりますということしか今の段階では言えませんが、それが適正かどうか、適切かどうかというところはこのたびのこともございますので、総務部長がいいのか、どういった管理体系がいいのかも含めて検討する余地はあると考えております。

○尾川委員 おかしいという指摘をしている。ダブルチェックもないし、規定上は。全部総務課長に責任持たせるとわけじや。逆に言うとそういう漏れが出てくる可能性がある。普通はこういう規定になっているのかなと思う。公印管理者は各部署の長じやろ。それを全部把握している、統括するのが総務課長になっているように理解している。普通判こを打つならダブルチェックで、今2つか3つか知らん、支所なんかは支所長が判こを最終的に打つたら終わりじやというて。そんな簡単なものかなと思う。普通起案者と最終決、総務部長なら総務部長となるはずじやけど、規定上は、17年のときによくこれで通ったなと、そういう指摘をさせてもらっているけど、その辺はどんなかな。改定したほうがいいという提案をしている、もう少し見直したほうが。

○難波総務課長 ありがとうございます。ただ、業務の中では当然組織で動いておりますので、総務課長という規定ではございますが、総務部長も一緒に話をしながら進めておりますので、その辺は御安心いただけたらと思います。

○尾川委員 この間の事案の説明では総務課長が来て判こを打てというて打ったんじやろう、結果的に。何もチェック機能が働いていない、だから、言よるわけです。

○難波総務課長 当時の秘書広報課の職員が市長命を受けて総務課長の承認を得ずに持っていたという説明をさせていただいております。

ただ、規則上につきましては総務課長という言葉しか出てきてはおりませんが、業務に当たりまして当然組織では対応しておりますので、御安心いただければと思います。

○尾川委員 御安心してというて、事案が出ているから幾ら偉そうに言ってもおえん、事件が起きとんじやから。それよりはその歯止めをどうするんですか。

○石原総務部長 今後は再発防止策も、結局今回そういうふうに課題として浮かび上がってきましたのが通常では行われないような流れで公印が使用されていたというところが一番の課題だというふうに認識をしております。なので、当然公印を使用する際には規則があるわけで、規則にのっとって適正な管理と運用ということを改めて考えていかなければならないという認識に立っております。

ただいま尾川委員からの御意見を踏まえさせていただいて、こういったことが二度と行われないように、発生しないような取組にしていきたいと考えているところでございます。御意見はし

っかりと受け止めさせていただきたいと存じます。

○尾川委員 今日はこの規定をどういうふうに変えてくるというのが出てくると思っていた。事案が起きるから。それに対して今説明があったように通常行われてないというて処理する、例外事項でいくならしょうがないけど、とにかく規定は後追いになるけど、先取りせにやいけないけど、今こういう事案が起きたからそれを防止するためには改定を考えているという話が出てくるかと思っていた。

誰が誰というて、結局責任持たせてどうじゃこうじゃというてたたくだけじゃいけないから、みんなで防ぐにはどうしたらしいか、力を持った者が動いたらどうにもならん。だから、そのときに多勢に無勢じゃないけど、量でいかないとしようがない。そのときにどういうふうにカバーしていくかということを想定しとかないといけないということを指摘している。

○松本委員 説明の中で総務課長が印鑑の管理の責を任持っていると。管理というのは盜難に遭ったり、誰かほかの人が適当に流用したとか、そういう場合の管理ということであって、この前の件は、市長がよっしゃ分かった、内容分かった、だから公印持ってこい、それで押印したと。これは何か関係あるのか。例えば総務課長と統括しているのは市長だと、全責任は市長にあるときき言われたけど、市長にそういう権限はあってもいいのじゃないかと。民間でもこういうことは別に総務課長とか何とか部長が管理するとかなんとかやなしに、この命令について、この案件について社長とか委員長が承認したと。印鑑持ってこいと。それで、押したと。その行為とこの管理する行為というのは別々のことと思うけど、どうでしょうか。その行為そのものは普通よくあることじゃないかと、民間では。ただ、役所になつたらそういう点で問題あるのかなと。市長が承諾して印鑑を押したということについて何か問題あるのか。

○難波総務課長 公印の管理につきましては、先ほど提出させていただきました規則で公印を使用するときは公印管理者の承認が必要とされています。また、公印は保管場所以外に持ち出してもならないともされています。持ち出す場合は管理者の承認が必要となっています。そういうときに、今回の場合は総務課長が管理者であったんですけども、使用の記録とか、どういった書類に公印を使ったというものが今まで、手続が行われないまま公印が使用されたということになっております。このことは市長の命令によって規則によらず公印の持ち出しが行われたことによるもので、職員には規則を守るように徹底するとともに、当然先ほど民間ではあってもいいことかもしれないというお話をございましたが、我々は規則に基づいて、法令に基づいて事務をしていくというところも大事でございますので、そうした規則を守るように徹底するとともに、普通は考えられないことが起こったわけでございますので、市長の命令によりそういった公印が使用されるような、通常にないような事態があったときには即座に情報共有を図るとともに、どういったことに使用されたかというところを上司、同僚等に職員間で共有を図って対応していくと考えております。

○松本委員 ということは、市長が決断する場合にその都度総務課長に押してもいいかということ

とは、常に許可をもらわないといけないと考えたらいいですか。

○難波総務課長 通常の事務の流れでいいますと、行政ですので、文書起案を上げて市長の決裁をいただいた後に公印を使用するというのがルールではないかと考えております。

○松本委員 さっきの公印の訴訟に関連して、要は公印は市長が押したんじゃないということになるわけですか。

○難波総務課長 前回御報告させていただいた資料を再度読んでみますが、認諾書の作成において顧問弁護士が見解ということで記載させていただいております中に市長として認諾申立書を作成する権限がないとまでは言えない以上、認諾申立書に自ら、市長自ら押印したこと自体は現時点において直ちに違法性を問えないものと考えるが、本訴訟において認諾をする合理的な根拠が客観的に見いだせない以上、認諾申立書を作成したことは不適切であったのではないかという見解が出されております。

○松本委員 例えば病院なんかの院長の印というのは院長が許可して自分が押したり、秘書に押しとけとかと任せてきたけど、役所においてはもう厳重に管理して、ここに書いているのは課長の権限というのは押すことに対して、管理について、さっき言った盜難とかもろもろについてはこういうふうにいいけど、押す権限についてこれは意味しているのか。

○難波総務課長 当然、総務課長の管理者の権限というのはあくまでも公印の管理でございまして、押す権限は市長もしくはその決裁権者に権限がございます。委員のおっしゃられるとおり当然市長に権限があるものと考えております。

○松本委員 今日ここへ出している中身は、盜難とか無許可で誰かが適当に押したとか、そういうことがないようにという管理であって、この間の裁判の件については市長が決断して、許可して、誰が押したか知りませんけど、市長が押したのか、そういう形でなされた行為じゃないですか。それとは何となく別の話のように聞こえるけど。今日話したのは、管理だけの問題じゃないのですか。押す権限のことについてはこの文書の意味していないということで理解していくですか。

○難波総務課長 おっしゃられるとおり管理のお話になります。公印規則は管理のお話になります。押す権限については市長ないし決裁権者が持っております。

○尾川委員 市長に権限があると、どこへ書かれているのか。市長印の判こ、その権限はどこへ書いているか。

○難波総務課長 通常、起案して決裁をいただいた文書について公印を押印するということになっておりますので、起案文書で決裁を得たものについて使用を許可するというだけの話のことが第8条で決裁文書を提示しというところがそういうところになります。

○尾川委員 その前提として、これは打ってもいい、打ったらいけないという判断の規定はないのか。管理というたら判こを打つまでの管理か、それともまた持つとくだけの管理か、保管だけなのか。普通会社印というたら取締役会で決定事項、重要事項、その辺の重要事項を段階的に上

げてどういうふうに序議で決まっていくって判断を打つとかというルール化していると思う。そういうのではないのか。こういう金額の契約とか、こういう事項についてはこういうものでこういうふうに決まっていく、そういうものはないわけ。

○難波総務課長 恐らくおっしゃられているところにつきましては先ほど来決裁をいただいてっていう話がございますが、事務決裁規程がございまして、こういった契約については部長までの決裁、金額は幾らのもの以上は市長までもらってくださいというものがございまして、それに従った決裁を得たものについて公印の使用が認められると考えていただいたらと思います。

○尾川委員 担当者の責任にしてしまったらかわいそうなよと言っているわけじや。担当者というのは弱いから。どうやって弱い者を守っていくかということと思う。それをどうしたらいいか規程をつくってみんなで守るようにする規程にしないといけないでしょ。これは例外事項というてそのまでいくのだったらおかしい。実際起きたことだから。

○石原総務部長 再発防止をどのように考えていくかということでの御意見かと思っております。我々としましては、先ほど総務課長が申し上げましたように金額によって決裁者のルールも当然定めておりますので、最終的な権限は法令に書かれているように大前提としては首長に全ての権限がございます。ですが、それをもう全て一人の市長が、首長がそれを実務まで行うのかというところでは権限移譲としての決裁金額の規定であったり、公印の管理や取扱いについて定めているものが現状の規則というふうに御理解をしていただければと思っております。

ルールがある以上、ルールを遵守、規則、規定を遵守できなければもう何も事は前に行かないと思いますので、まずそのルールがある以上はルールに従って職務を進めていくということが今回遵守が十分でなかったということも一つございますし、通常では起こり得ないようなスタイル、形で進んでいったということもございますので、そういったことがもう二度と起きないような進め方が重要ではないかと思っております。

ですので、現状の規定、規則を遵守していただければ通常では起こり得なかった、歯止めはかかるていたということも考えられると思いますし、今日委員からもいただいた御意見も含め、改めて公印の管理がどういう形が望ましいのかというところは改めて他市の事例等々も参考にしながら考えていきたいとは思っておりますが、まず一番に我々としましては規則をしっかりと遵守していくということを徹底するということが一番重要ではないかと考えております。今日の御意見もしっかりと参考にさせていただきたいと存じます。

○尾川委員 実際起きたことだから市民にとって不名誉なことだから、それをどういうふうに歯止めしていくかということを考えていく、あれが悪かったというのではなく、この機会に少し規定の見直し、ルールの見直しをしてダブルチェック、スリーチェックしていくべきという提案です。

○石原委員 今回の認諾申立書に押印されたのはこの別表の何番の印ですか。

○難波総務課長 別表1の番号1番でございます。岡山県備前市の印という序印でございます。

○石原委員 せんだっての委員会での資料でも先ほどもございましたけれども、当時の秘書課の職員が市長の命を持ってこの公印を持ち出したということですけど、管理者は総務課長になっていますけれども、この公印が収められている、どこへ入っているのか分からぬけど。他部署の職員が幾ら市長の命とはいえ、それは自由に持ち出せるものか。

○難波総務課長 公印につきましては、公印が押せるように総務課に公印の箱といいますか、印鑑のケースの中に置いてあります。場所が分かれれば平日昼間であれば職員が触れるようになっております。

○石原委員 今の話聞いて最低限総務課長が鍵なりで当然管理がされているべきでしょうし、そこももう管理の問題点じゃないかと感じる。

公印規則の第5条に不正使用等とありますけれども、今回のこの公印の使用はこここの規則にいう不正使用に当たるか。

○難波総務課長 この公印規則上定められたとおりには使われていなかつたものと理解しております。そういう意味では不正であったという考え方も持っております。

○石原委員 またの機会に本来作成されるべき文書が作成されていない、文書の取扱規程、それから事務決裁規程ともまた委員会でも取り上げさせていただいて確認もさせていただきたいと思う。この第8条にもありますけれども、明らかに決裁文書がないわけですから、その流れもないままに総務課長の認も得ずに使われたということで、明らかにこれ不正使用だらうと、規則においては。第11条にありますけれども、こういう案件があった場合には公印事故届を市長に提出しなければならないとありますけど、届けはされているのか。

○難波総務課長 このたびは文書での届出はできておりません。口頭でこういうことがございましたということは逐次市長へ報告しながら進めております。

○森本委員長 ほかによろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

***** 報告事項（産業関係） *****

次、報告事項です。

六古窯サミットについて。

○神田観光・シティプロモーション課長 先日開催されました日本六古窯サミット2025in備前につきまして御報告をさせていただきます。

委員会各位におかれましては御多忙中の折御出席賜り、大変ありがとうございました。

会 자체はスペース的な問題等もございまして、固定設置での受付が設置できませず大変御迷惑をおかけしましたことをこの場をお借りしましておわび申し上げます。今後は受付体制を充実させまして、出席者の方々、参加者の方々に混乱を来すことがないようにしてまいりたい所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

内容につきましてでございますけれども、本サミットにつきましては11月14日金曜日、1

5日土曜日の2日間にわたりまして本市を会場で開催いたしました。六古窯の市町、備前市、甲賀市、常滑市、瀬戸市、越前町、丹波篠山市の各首長をはじめ岡山県知事、作家、窯元とか行政関係者、市議の皆様など約150名の方々に御参加頂戴いたしました。

初日の14日につきましては、備前市美術館におきまして「つながりから生まれる日本六古窯の未来」と題しましてパネルディスカッションを開催いたしました。岡山県立美術館の福富副管理者を進行役にパネリスト3名の方と、各産地の作家等々13名の方々に御発言等をいただきました。その後、6市町の首長様によるサミット宣言を発表いたしまして、本市の市長が代表いたしまして焼き物文化の継承、それから新しい価値の創出、それから今後を担う人材の連携強化といった項目を掲げた宣言文を読み上げさせていただいております。講演や学識者との作家を含めたパネルディスカッションを通じまして、文化の継承や産地の発展に向けて連携をこの先取っていこうというところで誓い合ったところでございます。

それから2日目、土曜日につきましては伊部地区の散策などを行いまして、備前焼の産地を実際に体感、肌で感じていただきました。それからまた、サミットを記念いたしまして備前市美術館で11月14日から11月30日、この間に「日本六古窯の未来」と題しまして展示室0で美術館の展示をさせていただいております。これも各6産地の作家、陶芸家の皆様から御提供いただいた作品を展示させていただいております。ちなみに入場料は無料でございます。

なお、次回のサミットについてですが、2029年度に愛知県の瀬戸市で開催される予定となっております。本サミットを通じまして日本遺産である備前焼の魅力を国内外に発信するとともに、六古窯産地、産地間そのもので連携を深めることができたらと考えております。今後も備前焼振興と観光振興の両面から本市の地域活性化に取り組んでまいれたらと考えておる所存でございます。

○山本委員　冒頭、謝罪をされていましたが、六古窯サミットの会場にきちんとした受付を置くべきだったと思います。間違えて3階まで上がってくる人もいましたし、議長、副議長、総務産業委員長など皆さんがもらっている袋とかお茶をもらっていましたから、夜の懇親会まで水分補給なしでしたから。会場設定として本当不備があったと思います。

○神田観光・シティプロモーション課長　冒頭申し上げましたように誠に申し訳ございませんでした。

○尾川委員　サミットもですけど、今後の日本遺産の維持、そのあたりの活動もテーマとしてやられたと思うんじやど、今後の方針、2029年度瀬戸市で開催という話があったけど、日本遺産から外されるということは心配ねえないのか。

○神田観光・シティプロモーション課長　2023年度に日本遺産の認定審査を受けさせていただいております。3年に1回でして、来年度日本遺産の認定申請がございますが、現状ではKPI7項目ぐらいございますけれども、そのKPIについて今のところ達成できていると。ただ、今年度まだ終了してございませんので、今年度終了した時点で来年度認定申請を出させていただ

いての運びになりますが、今の現時点ですとおおむね達成という状況で首尾よくいけるのではなかろうかということで担当者レベル間では話合いをさせていただいております。

○尾川委員 私はそういう理解じゃなしにもうやめるのかなと思うて。結構雰囲気が、聞き及んだところ各自治体も腰据えているところもあるし、腰が入ってないところもあるし、もうやめてしまうのかなと思う。今回予算どのくらい使ったのか知らないけど、やり方によるけど、今後3つの日本遺産備前市にあって誇りに思っていたけど、何かありがた迷惑みたいな感じになるならやめたほうがええんじやないかと思うけど、その辺の考え方として市としてはもうないですか。

○神田観光・シティプロモーション課長 私どものほうにそういうお話は直接お聞きはしてございませんけれども、直近で申し上げますと大阪・関西万博のクラゲ館の外の外観といいますか、その部分に六古窯の産地のクレイを使ったクレイバー、バーの意匠といいますか、そういったのを六古窯全体で協力し合って設置させていただいたり、六古窯そのもので1日デモンストレーションでいろんな体験をさせていただいたり、そういう取組もさせていただいたりはしてございます。この先も首長、今回お集まりいただきましたけれども、皆さんの口々からぜひこれからも連携を強化して観光誘客に努めていこうという御意見は頂戴しております。

○森本委員長 報告事項に関してほかの方で。

[「なし」と呼ぶ者あり]

続きまして12月定例会に提出予定の議案について、建設課から。

○岡村建設課長 建設課から港湾区域の占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定に関わる12月定例会への議案提出について報告いたします。

概要としましては、港湾区域における船舶の係留、保管の適正化を図るため、9月定例会におきまして船舶等の係留保管の適正化に関する条例を制定いただいたことに伴い、占用料の規定を整備するものでございます。

今回の改正では従来工作物設置として扱っていました目的物について新たに船舶係留を明確に位置づけ、占用料の単価を現行の1平米当たり年額90円から105円に改定いたします。適正な港湾管理及び適切な受益者負担の確保を目的とするものであり、提案の際は御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森本委員長 質疑のある方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ほかに報告はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

閉会中の継続調査事件に関する調査研究について。

***** 都市計画、道路、橋梁及び河川等についての調査研究 *****

都市計画、道路、橋梁及び河川等についての調査研究です。

1番目にビーテラスについてです。

○丸山副委員長 ビーテラスは予算決算のときにもお聞きしたが、駐車場、東側手は少し凹凸があつて水たまりがということで、この間の週末に雨が降つて3日後、水曜日に行ったときも結構な範囲でたまりが残つていました。その工事をするに当たつてはなかなかできないということをお聞きしたが、以前視察へ行ったところで見たのがその水をわざわざつくるというか、水遊びができるような方向性というのが一つ思い浮かぶ。例えばポンプアップ、下に巡回させるものをつけて定期的に噴水のように上に上げて子供たちが水遊びできる。時には水を引いてろ過させて全くないような平面上というような、夏場だとそういったこともあってもいいのかなど視察の場所で思ったが、施工がなかなか難しいということだったらそういうことも一ついかがでしょうか。

○梶藤建設部長 委員おっしゃられるように、子供たちが逆に水で遊べる場所は非常に楽しそうだとは思います。その中で、今いろいろ水対策について考えている部分で早く水たまりをなくすという方向で進んでおります。そういう現場で変えるとかではなしに人的作業である程度早急に水たまりの解消ができる作業方法はないかということで今検討しているところです。

委員おっしゃられた部分についてはまだなかなか進められていない部分なので、その辺は今後ビーテラスの活用でそういう活用ができるかという部分であればまた考えていくべきだと思いますけど、今のところはまだそこまでには至っていない状況でございます。

○丸山副委員長 300キロぐらいの耐化ということはこの間も出たので、より楽しく子供たちが遊べる方向性で、ただ単に人的に先ほど水を取るということは言われましたが、それも確かに必要な、たちまちはお金もかけられないし、必要なことだと思うが、部長も検討していただけるということですので、並行して考えていただきたいのがありますので、ぜひお願ひします。

引き続きビーテラスの保育士、公民館が休み、ビーテラスも休み、でも保育士だけがいるところで防犯的なものが大丈夫なのかと思ったが、いかがでしょうか。

○森本委員長 休憩させてください。

午前11時52分 休憩

午前11時54分 再開

○森本委員長 再開いたします。

○石原総務部長 即答できる内容としてこういうふうに考えていますというところは不測の事態に備えるような、悪意を持って侵入してくる者に対する防犯という観点での御質問かと受け止めております。コンセプトといたしましては、昨今のこういった異常と言えるぐらいの酷暑の中、そういう日が続いているということもありますし、通常であれば屋外でしっかり遊んでいただけるという公園をビーテラスの1階を、屋内での公園という形で設置をしたのが現状の状況かと認識しております。基本的には特に乳幼児のお子様については保護者の方同伴でお越しいただくということを基本スタンスとして捉えておりますので、保護者の方の責任において这样一个が前提と考えております。

ただし、防犯上のことを考えれば当然そういった不測の事態にどう対応していくのかというと

ころも現状子育て支援センターの職員もでき得る限り目配せ、子供たちの事故がない形で対応も行っていただいていると認識をしておりますが、いかなる状況においても想定は必要と思っております。

特に防犯カメラ等もございますけれども、それで全てが解決できるかと言われると完璧ではないと思いますし、そういった観点も踏まえて検討していかなければならない項目、課題と思っております。

○丸山副委員長 ぜひとも監視カメラもしくは非常ベル、あとコンビニでよく蛍光塗料のボールもあります。ああいった感じのものを保育士、公民館の中にでもそうですけど、そういったところへ備え付けていただきて、誰か部屋まで、保育士がいる部屋まで不審者が来なくてもカメラで分かるとかということも今のこの御時世だと必要かと思います。

先ほども言いましたけど、公民館、あとビーテラスの管理の方が休みのとき、職員の休みのときありますから、保育士だけですよね、あそこの。そういったことも含めて防犯の部分、ぜひとも早急に取り組んでいただきたい。ついでにその休みのことがどうしても保育士2人で回していくなかなか休みが取れないのも結構負担になっているところがあります。平日の休みはあるとしても、公民館の管理の方がサポートしていただくとか、保育士、あなたたちだけが責任よっているふうになると、責任まで取れないし、さっきの防犯の部分でも何かあって自分たちに責任取れと言われても困るところが生じてくるかと思います。職員の勤務体系、勤務状態もお調べになつていただきて、休暇の部分も必要かと思いますので、いかがですか、部長。

○石原総務部長 いろいろ御配慮をいただく内容かというふうに御提言ありがとうございます。防犯カメラや非常ベル、不審者用への対策グッズも考えてまいりたいと思いますし、また休みというお話もございましたので、現在特に1階の広場につきましては年末年始以外お休みがないという状況でもございます。そういった中で、公民館が閉館日、全く一緒になるかどうかは検討の余地があるとは思っておりますし、ある程度そういった人員の体制も含めて閉館日、閉館日の在り方も我々担当レベルでは検討を行っているところでございますので、そういったことも今後議会にも相談をさせていただきながら、しかるべき時期には対応を形としてお示しさせていただきたいと思っているところでございます。

○丸山副委員長 1つは食べるところがない、もう一つは開館のセレモニーのときにも、その前の委員会の観察をしどきに思ったのが、土足、公民館を使うのと、子供たちのところというのを行き来する部分でなかなか靴を脱いでという部分はその動線をすごくやりにくくなるというか、使いにくくなるというのは分かるが、ゼロ歳児、1歳児ぐらいのまだはいはいしている子供たちは手がどうしても地面についています。大きい子供たちは関係なく走り回っています。トイレへ行くにもそのまんまの状態で行って、一応スリッパは用意してくれていますが、もう行きたいからといってトイレへ行って、帰ってきてまた遊びますという状態で、ゼロ歳児、1歳児の特に小さいお子さんの親御さんからすれば衛生的にすごく嫌だと。どうしようかなと悩まる親御さん

もいる。そうなると、利用が変わってくると思うので、この夏は確かに皆さん猛暑で開館したばかりなので、喜んで使わっていましたけど、まだ4か月ぐらいなので、今から土足をやめてあそこを本当に線引きができるいいと思うが、ぜひともそこはゼロ歳の親御さんの目線というか、不衛生、衛生の部分を考えていただいて、早急に考えていただきたい。

○石原総務部長 御指摘、御意見ありがとうございます。食べるところがないという部分と、土足禁止にしてはという御提案かと思っております。限られたスペースをどのように使うのがいいのかというところもあるかと思います。

土足を禁止してはどうかというところも御意見としては利用者の方からも直接お伺いしている内容でもございます。たちまちにこうすればもう問題解決しますよというところがなかなか難しい部分もあるように、担当者からも伺ってはおりますので、何が正解かは今この場ではつきりと明言、回答には至りませんけれども、そういう御意見に対してもいろいろ工夫をするなり、考えて検討を進めていきたいと思っております。

○森本委員長 休憩します。

午後0時06分 休憩

午後1時10分 再開

○森本委員長 再開します。

○尾川委員 いろいろ要望というか、全部が全部聞き届けるわけにいかないと思うけど、ある程度期限切ってどのくらいならどういうふうにしていくという方針だけ、できなことはほっとかないとしようがない、時間かかっても。できることから物を買うようなことで済むことはこうじやと。そこで検討して答え出してくれればと思う。もうそろそろ積極的に利用するようにもっと活用することを考えと言っている。ある程度日付を決めてこういう工程でやりますと。やれることはこれだということを出してくださいと言っている。

○松本委員 民間の力を利用するという方法はないかなと思う。市がやらないといけないとか、そういうことだけじゃなしに、広く研究、運動するというか、あってもいい気がする。市がやつたらどっちにせよ持ち出しになる気がして。持ち出してもいいけど、別に市がやらなくても何かないのかなど。そういう方向では検討されないので。

○石原総務部長 まず、3階部分につきましては補助金を頂いている関係もありますので、例えばこのフロア、この部屋は民間企業に例えばですけれども、スポーツジムをお願いしましようとすると補助金の性質上そういう形は取れないと伺っております。営利目的として民間の方に入っていただくということは補助金の性質上できないと伺っております。

ただ、4階につきましては今現在従前からお話を出ておりましたように通信制高校、サポート校も含めてそれ以外の活用方法、どのような活用が望ましいのかを幅広く検討を行うように進めていますとしております。3階と4階の活用の仕方はある程度3階は制限がかかるというところはございますけれども、私どもとしては今現在3階については当初お話を出ていたスポーツジム

での活用ではなく、ニュースポーツ等の軽運動、そういう軽運動ができるなどを検討し、費用対効果を考慮した活用の検討を進めようとしているところでございます。

いずれにしましても、3階部分については御利用していただけるもう環境が整って、ハード面としての整備としては整っておりますので、あとは具体的に申しますと、料金体系をどう考えていくのか、そういうところを今あらゆることを想定して検討している段階でございます。

4階については先ほど申し上げたとおりでございますので、より幅広くどのような活用が検討できるのか、そういう検討を進めているという状況でございます。

○松本委員 eスポーツの話題はもう終わった、そう理解していいですね。

○石原総務部長 将来的な活用の中でそういう対応も一つの選択肢としてはあるのかなと思っておりますけれども、今現在のところ、現時点におきましては積極的にeスポーツをどんどん機器を購入して人をつけていつでもそこに行けばeスポーツが体験できるという内容では検討は行っておりません。年に何回かのもう一つのイベント行事として今まで市民センターでそういう体験ができるような活動、イベントを行ってきてる経緯もありますので、その場所をビーテラスの中で例えば3階のスペースを使って年に何回か単発でのイベントを行うと、体験イベントを行うことは考えられると思いますけれども、常設していつでも誰でも利用できるということは風営法の関係もあって、ゲームセンターのような形になってはいけないという御指摘も伺っておりますので、現状としてはそういう状況でございます。

○丸山副委員長 4階のことを通信制も含めてということで幅広く検討しますという答弁だったが、部長から聞く前に4階はもうありませんと、お金かかるからありませんということを一般の方、市民の方から聞きました。これはもう訂正で完全になくなったとか、そういうふうなんじやないよということでおろしいですね。

○石原総務部長 今明確にもう何もしないという回答ではございません。繰り返しになりますけれども、どういった活用方法が望ましいのか、いろいろと御提案なり御意見はいくような形で幅広い検討を、もうこれじゃないと駄目ですということではなく、今までのことも含めてそれよりもっと間口を広げて幅広い活用が考えられないかということを御提案いただく形で募っていくと、そういうことも検討して、そういう提案を募る形の進め方も検討しているという状況でございますので、何もしないということではございません。そこは明確にお答えさせていただきたいと思います。

○丸山副委員長 何もないということは、ここできっちりと言ってくださったので、皆さんにもその旨伝えますが、片上の地区の方も含めてですけど、以前通信制が、英数学館が来るというので活気が戻ってくるなんてことを言われていました。学生の子が毎日通学はしなくとも何人かの方が当然JRを使って、上り下りを使って来るでしょうし、ビーテラスまでの行き来で店が開いていたら寄ろうかと、そういう意味での相乗効果はいろんな意味であるのではないかなど。

当然緑陽高校もあります。片上高校もありますが、それぞれの子供たちのニーズに合った対応

はどこかほかの学校がやってから、例えば通信制も岡山にはありますが、また違った意味のこの備前市にというのはいい発想だったと捉えている、自分自身が。ならば、どこかよそでやって成功例で備前がまねをするのではなくて、備前が先にやったと。それが英数学館であればなおのこといろんなデータとしてはあります。ということで、子供たちが少しでも進路の一つとして通える学校を設けていただくような、検討中です、決してやめたわけじゃないですと言われるが、これも早くに前に進まないと一步遅れると何十歩も遅れると思う。そういう意味でもできるだけ早く検討していただいて、あとは補助金さっき3階のことを言わされましたけど、自分の認識ではありますけれど、3階、4階を含めて空き家対策の補助金と思っているが、3階だけでよかった、4階含めての補助金だから何かをやらないと補助金はもらえない気がしているが、間違いであればすいません、自己の中で訂正しますが、いかがでしょう。

○石原総務部長 まず、補助金につきましては当然あの建物全体に対して補助金を頂いているということになります。ただし、4階部分につきましては4階の部屋を整備していく上で、その対象としては外させていただいていると。4階を活用していく上でそういう補助金の対象面積には入っていないと御理解していただければと思います。ですから、4階の柱とか壁とか、当然もう補助金は全体に対して入っていただいているので、ここの部分は対象外とかというところの考え方としては、対象の面積として考えていく上で4階は補助金の制限を受けないよう、対象とならない申請を行っていると。でありますので、民間に入っていただくことも、営利目的の活動も特に制限を受けるものではございませんと。ただし、それ以外1、2、3階については補助金の対象となる部分になりますので、何もかも民間にお願いしますということにはならないと、営利目的で活用してもらえることにはならないという御理解を、そういう整理の仕方をしていただけたらと思います。

事を進めるのも早い段階でという御指摘かと存じますが、先ほど申しましたようにサウンディングという手法を含めた事業をどういった事業があの建物の4階に適しているのかということを御提案いただき、ビーテラスの活用の可能性をもうこれだということではなくて幅広く活用ができるのではないかということを募る形で提案をいただいて、その中で何が一番適しているのかを選択していくと、よりよいものを4階でスタートさせたいと。当然、そのためには段階的な業務委託になりますけれども、そういう手続が必要になりますし、この方向性で進めていくとなれば当然整備を、どの程度の整備が必要になるかというのも事業内容によって変わってくると思いますが、現在4階の特に南側の部屋は整備ができていない状況になりますので、そういう方向性がはっきり定まった段階で整備にも着手していく流れになろうかと思っております。

ですので、まずはその方向性をどういう形で進めていくかを決定していかなければなりませんので、その前段としてこの方向性に関わらずもっと幅広い検討を行おうとしている。いろんな活用方法が考えられるのであればよりよい可能性、そういう活用の可能性を秘めた手法、方向性を求めていきたいと考えております。そこはゆっくりではなくスピード感を持って進めていきた

いと思っております。

○丸山副委員長 4階の部分、北、南のほうも開けてはみましたが、結局一から柱を取った工事をしないといけない。渡り廊下は全部きれいに施工されているけど、3階以下のところの例えば扉、2階が一番分かりやすい。扉を開けると会議室みたいな感じのある。でも、4階では、以前のアルファのときの柱がむき出しであるという状態で、その工事も含めて民間に渡すのか、それ分かりませんけど、そこまで何が入るか分からぬと言われましたけど、幅広くというのは分かりますけど、あそこで施工するに当たっては結構お金が無駄に要りますよね。というところまで考えを回さなかつたのか。そこは部長とはまた違う部署のところとは思うが、ある程度何かが入る目的があるとかだったらきれいに整理をされて、間仕切るのはいいかもしれません。けども、部屋の全体的には施工というか、部屋としての施工はされてもよかつたかと思うけど、その部分。

○井上都市計画課長 4階部分につきましては、先ほど雑談話で石原委員ともお話ししたんですけど、今年度約1億円弱の予算がついて、入居するというか、入るところとの協議の中である程度用途が決まった中での整備をするという形で予算がついております。丸山委員言われたように今のままだつたら使えないという状況なので、そういう予算を持って整備するという形で、今そういう状況でございます。

○石原委員 3階はもうきれいに改修されるとということで。それから、4階が約1億円弱で本年度当初で可決されましたけれども、恐らくこの4階の整備についてはこのタイミングですから繰越しになるだろうと。当初継続要請で追加になって2億2,000万円、昨年度9月に。体力増進フロアのようなものに改修するからしてその増額があつて、3階のフロアはどういう形で。

○石原総務部長 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、現状といたしましては当初お話があつたようすけれども、スポーツジムとしての活用ということではなく、ニュースポーツ等の軽運動、そういうものをはじめ軽運動などと含めて費用対効果を考慮した活用の検討を進めているというところでございます。どうしても当初の御説明ありますと高額な様々なスポーツジムのマシンなどを購入していくというのは費用対効果の面から考えてどうかという検討の中で、ニュースポーツなどの軽運動から始めていくことはどうかと、そういう検討を行っているという状況です。

○松本委員 軽スポーツというのがよくイメージ湧かないけど、例えば赤穂の何とか病院のところへ、隣にもう外から見えるように夜になつたら今はやりのダンスですけど、ずっと何年も維持している。ああいうイメージするけど、そういうイメージでいいですか。マシンが要らない軽スポーツという意味がイメージ湧かないけど、今さつき言ったことでいいですか。

○石原総務部長 特に南側の2つの部屋につきましては大きい鏡などもございますので、委員御指摘のようにダンスであつたり、踊りであつたりも含めての軽運動と私どもは思っておりますし、ニュースポーツと呼ばれる、当然道具を購入するのはございますけれども、幅広い活用がで

きるいろんな体を動かす、激しい動きではないにしてちょっとした軽い運動を、イメージとしては踊りやダンスも含めて活用していただけたらいいのではないかと考えております。

○松本委員 そういうことならイメージ湧くので、例えばトランポリンを入れるとか、全国的に軽スポーツもいろいろメニューはあると思うから、マシンを入れたらマシンは高いし、故障しますから、だからあまり勧めないし、久々井にもあるし、そういうことを思いながらマシンはあまり賛成しないが、そういう軽スポーツならいいアイデアと。

4階ですけど、今テレビで年末受験シーズンにならいろいろスポーツじゃなしにL何とか、S何とかとか、あれを見たら全国的に何万人の生徒数のイメージがあるけど、そういうことですか、例えば英数学館が提案したイメージというのは。

もう一つは私もうそう急ぐ必要ないと思っているけど、例えば将来的にどうなるか分からぬけど、今全国的に労働力確保という観点から政府も含めて外国人の日本語教育とか、日本語がぽつりぽつりとできていますけど、急ぐ必要はないと思うけど、将来的にはどうなるか分かりませんけど、実習生や研修生を含めて外国人の労働者がどうしても必要となり、その人たちが語学教育、また日本についての勉強も含めて利用したり、障害者の教育とか、もちろん教育センターとしての利用の仕方もあるかなと。すぐにすぐじゃないけど、そういうことを展望しながらゆっくり考えればいいと思うけど、どうでしょうか。

○井上都市計画課長 英数学館の学びの場につきましては、集団的な学校生活でなくても学べる環境づくりといったことでオンライン学習、そういったものである程度自分の時間の都合がつくときに授業とか、そういったものが体験できるという学びの場の研修施設というのが英数学館、取組であると聞いております。

○松本委員 最近僕は一部しか見てないかも分かりませんけど、不登校が30万人いるとか、そういう生徒、それから不登校にもいろいろ種類があると思いますけど、そういう対策、それからさつき言った外国人に対する日本語教育を、訓練学校でもいい、訓練も含めてでいいんですけど、そういう教育の場として使えると思うけど、その点どうでしょう。

○梶藤建設部長 委員おっしゃられるように、外国人教育に関してはかなり需要があるとは伺っております。そういうものも含めて広く募っていけたらと。あと地元の問題とか、これどういうものが市にとっていいかとかというのもいろいろ含めながら検討していく必要があるのかなと考えております。

3階はある程度補助の目的に沿ったものを入れないといけないので、ある程度急ぎながら進めていく必要があると思っておりますけど、4階の部分についてはその辺の縛りがちょっとはないので、ある程度本当にもうちょっと広く時間を持ってという部分は確かにありますので、そういう形で進めさせてもらおうかなとは考えております。

○松本委員 蛇足ですけど、いつだったか、今備前市に外国人労働者を含めてどれぐらいおりますかというたら860人いうたかな、そのぐらいおる。これからもどんどん減ることはない、

増えることはあっても。そういう御時世になるように指摘しておきたいと思います。

○尾川委員 駐車場の話など大概出てきておったと思うが、ローソンの同和鉱業の跡地というか、今郵便局が主として使っているところの整備は、もともと計画は遊具を設置するという目的があったように記憶しているが、そのあたり用途変更は。もう駐車場にしてしまえばいいと。郵便局関係の局員の駐車場を南側に移して、北側をビーテラスの駐車場にしたらどうかと言ったこともあるけど、用途変更はいろいろビーテラスの話を聞いていると難しいけど、遊園地をすることで、その辺の状況について教えて。

○井上都市計画課長 委員の御指摘のローソン前の駐車場、公園の計画についてですが、現在5か年計画中の中途段階でございます。利用形態等は当然建物ができて人の流れ等々変わってくれば当初見込んでいた公園のところを例えれば駐車場にするとか、例えば今駐車場のところを公園にするとか、そういうものはいろいろ変わってくるということも考えていかなければならない問題であると認識しております。ですので、今後補助申請等進んでいく中で協議を進めながら変えられるかどうかというのは検討していくことが必要であると認識しております。

○尾川委員 駐車場、駐車場とやかましく言っているけど、4階の整備で1億円の予算もあるから。その整備も学校を誘致するということで進めてもらいたい。そういうことを早めに手を打って、市長もしないというて出ているから手つけにくいけど、事業を継続しないという面からも担当者からどんどん具申していって、ああじゃこうじゃ言わずにもう駐車場を、土地を買って手当しているから、舗装するのに1, 000万円、2, 000万円かかるかどうか知らないけど、早めに手を打っていくということは難しいかな。

○井上都市計画課長 繰り返しの回答にはなるんですが、今後ローソンの前の交差点ですか、そういうところの工事を進めて駐車場と公園の計画地の形態も変わってまいります。そういうところの状況が変わった段階でまたその都度利用形態について国と協議してまいりたいと考えております。

○尾川委員 土地は買っているのだから、あとは金の問題がある等々、それも補助を受けているのだからいけばええ、それで県道の改良というて幾らか出してもらえばええんじやから、県から。そういう話を進めて合間に手つけていけばいいえ。もうできとんじや、ほとんど80%。80%言わんけど、あと実際やるだけになっているからぜひやってほしいと思う。もう動けばいいじゃないのか、検討するじゃなしに、もう具体的に設計もしていると思うから動いてもらいたい。

○梶藤建設部長 先ほど来、駐車場の話でしたら繰り返しになるんですけど、県には一応公園という形で今申請しております。ですから、その用途を変える申請をしないと今のまま駐車場にしたらそれ違うがなというような話になるんで、お待ちくださいということです。

道路改良につきましては、まだ用地で買わないといけない部分がありますので、それはお待ちくださいということになりますので、よろしくお願ひします。

○尾川委員 用途変更をどこまで認めてくれるのか、県か国か知らないけど。早く動いたほうがいいと思う。上が止めているのか、みんなが止めているのかよく分からないけど、行けばいいと思う。あれだけ言よんじやから。金もついている、用途変更したら返さにやいけん言われては困るけど。

○梶藤建設部長 基本的に年1回の申請という形で基本的には動いているので、来年度にはそういう形での変更を上げるという状況でございます。

○尾川委員 そういうのなら今でも動かしやええんじやから。空き地にしどんじやから。郵便局の南側やって前空けて、舗装、改良したらいけないのなら置いてもらえばいいのじやないか。市の土地だから。遊園地の問題は別の話で、とにかく車を置けるようにすればいいのではないか。そういう考えはできないの。

○梶藤建設部長 今の郵便局の駐車場として使っているという話について、それを交換するとかという話について私も今初めて聞いたので、移動させるとか、そういう話については今後協議ができると思います。

あと、お貸しするような駐車場という状態をつくること自体がもう駐車場になっているんじゃないかという懸念を持たれない形は必要とは考えます。

○尾川委員 それだったら金を安くしてくれ言われば安くしてあげればええが。そんなええ舗装じやないが、今の見たら。ビーテラスの駐車場ない言うんじやから、そっち側へ来たらどうですかという提案。舗装をきっちとしなくとも今のままでええ。臨機に対応すればいのではないか。

○梶藤建設部長 繰り返しになりますけど、今は南側の公園用地については遊休地の活用というような感じで駐車場として仮に使ってます。

それを例えれば料金を取って駐車場じやないかという懸念を持たれる使い方はしたくないというのが一つあります。その辺は調整しないと、御提案についてなるほどということはありますが、それ検討の余地があるのかなと考えます。

○丸山副委員長 駐車場で今の南の話を尾川委員したけど、北側の駐車場は31台はちゃんと区画整理をしてきれいに止められるようになっています。その外構というか、あそこは何かまだ。きっちりとU字溝を植えてグレーチングまで入っているので、整備はされると思うが、どのくらいで出来上がるとかは。何も看板が立ってないので分からぬけど、いかがですか。

○岡村建設課長 ビーテラスの北側につきましては、舗装の施工範囲とかで時間を要しておりましたが、今月の25日から着手して、目標は年内完了ということで進めるように今行っております。地元の方への回覧等の周知もありますので、来週の連休明けから着手する形で進めますので、空白期間ありましたが、これから作業をいたしますので、よろしくお願ひします。

○丸山副委員長 ニブのパン屋の角にあったところも駐車場になる予定とかあるのか。

○岡村建設課長 市で購入して幾らかスペースはあるのはあるんですけども、今は道路整備とい

うことで交差点改良で、その残地については状況を見て駐車可能なのかどうか、その辺は今後判断してまいりたいと思います。止められても多分1台か2台ぐらいしかないと思います。

○丸山副委員長 ビーテラスの北へ行こうとするのもなかなか県外の方で理解していただけなかったり、県内の方でも運転が対面でしにくい方がこの間も四苦八苦されていたので、少しでも早く、事故が起きる前にと思いましたので、今後ともよろしくお願ひします。

○森本委員長 ほかの方でよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

***** 住宅政策、移住・定住政策についての調査研究 *****

次が、住宅政策、移住・定住政策についての調査研究です。

移住・定住促進施策、空き家、新築住宅補助、住宅地への対応の取組についてです。

○丸山副委員長 案内板等の掲示板は、市役所庁舎内でも見るが、空き家とか土地のここが空いていますよというので御連絡くださいとか、広報に載っているのも見ますが、いま一度周知されていないというか、知られていないことがあります。

先日もある方から空き家のことでどうにかならないかというお話をありました。市に相談したら対処してもらえるよ、いろいろ相談に乗ってもらえるという説明はしたが、そこらあたりいま一度広報でもイベント事はこんなのがありますよというのを見ますけど、空き家とか、土地のこういう御相談を受けますみたいなのが知られていない状況だったが、いかがでしょうか。

○井上都市計画課長 情報発信が不足しているという御指摘につきまして、改めてお受けいたします。

今後、広報紙とかホームページで情報発信はしてきたいと思います。また、お問合せ、そういった方々から連絡を受けましたらなるべく早く現地へ出向いて対応はしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○尾川委員 1点目は、新築住宅補助は令和7年度からやめて、事業的にどういう評価しておられるか。一番住宅対策が、民間に任せればいいというたって民間に任せても前へ行かないことはないけど、もう少し直接出してもおえんかも分からぬけど、新しい補助金について、前は100万円ほど出していたが、来年度の予算についてどういうお考えかお聞きしたい。

○井上都市計画課長 以前、住宅新築補助ということで100万円程度補助金が出ておりましたが、昨今かなり住宅建設コストというのもかなり上がっておりまして、なかなか補助金を頂いたらじやあすぐ家を建てようというような感じにはなかなかなっていないような現状があるかと思います。

今回、宅地造成で鶴海地区のところの住宅供給事業をやっておりますので、今後そういうところを豊後高田市の住宅提供事業等を参考にしながら補助金を出すというところから住宅地を供給するという方向転換をした上で住宅地を提供することで若年者層の方々が家を建てやすいような環境づくりをしてまいりたいと思っております。

○尾川委員 評価はどう、方向はそうじやと。誰が決めたのか知らないけど、実際やってみてどっちが効果あるのかなと思うけど。今建設費用が上がっているけど、実際瀬戸内市は結構建てられている。伊部地区の開発も進んでいるけど、市が補助を出せばいいのか、住宅地を造ればいいのか、その辺の評価は。今の話を聞けば住宅地、土地を提供したほうが効果が上がるという判断かなというふうに。そうではないと思うけど、方向転換がどういうふうに行われていっているのか教えてもらいたい。

例えば建築業者の意見なんか聞いているのかどうか。一から十まで聞かなくてもいいけど、そういう開発、民間が開発していて追い風で市としてこういうものをやっていくということをやればよりスムーズにいくと思うけど、そのあたりの評価について。何かなしに分かるけど、鶴海地区の住宅、土地を提供するほうが政策的には上位というのは分かるけど、本当かなというのを聞きたい。

○井上都市計画課長 新築助成補助ということで金銭的な補償の助成というのも一つあるかとは思うんですが、そこへ家を建てて住むとなると金銭的な面以外にも地域コミュニティーにうまく入っていけるかとか、周辺の子育ての環境とか、そういったもろもろのことがございます。そういったもろもろのことを総合的に判断したときに果たして住居の新築補助があれば必ずそこへ住んでいただけるというのはなかなか厳しい面もあるのではないかということを判断いたしまして、住宅補助というのは7年度で打ち切っております。

○尾川委員 今話聞くと総合的に住宅地というのは自分のすみかというか、取得するといういろいろな評価があって、その評価を全部クリアすることは難しいと聞こえる。確かに住宅新築、瀬戸内市はやってなくともあれだけ家が建って増えているわけで、何か総合的にやらないといけないというても現実に今動いているわけだから、即効性のある対策も必要と思う。

空き家についても、そういう指定でとにかく第一重点でといつても何の手も打ってないと地元の者は言う、総代長は何もしてくれないというて。何にもせずにただ補助金もらいます、こういう指定受けました、計画つくりましただけで終わってしまっているのではないか。担当者もたくさんいないから優先順位があるし、それだけせっぱ詰まっているという危機感を持ってほしいというのが言いたい。その辺の絡みで意見を聞きたい。

○井上都市計画課長 空き家の有効活用を通じた移住・定住促進の目的として取り組んでいることがあります。備前市空き家改修補助、空き家改修促進補助事業及び空き家片づけ応援補助事業というものを実施しております。これらの事業は、空き家情報バンクに登録された物件を対象に賃貸を目的とした住宅の改修費や家財道具等の搬出、処分費用の一部を補助するものです。令和6年度の実績といたしまして、空き家改修促進補助金が3件、空き家片づけ応援補助金が22件であります。これらのうち改修促進補助金の利用者が2件、片づけ応援補助金の利用者8件の方々が空き家を通じて移住・定住されております。ですので、空き家の利活用としての補助というのはまだ残っておりますので、今後ともこういったものをPRしていき、引き続き継続的に取

り組んでまいりたいと考えております。

○石原委員 片づけの補助事業は賃貸じゃなくても対象か。

○井上都市計画課長 賃貸でございます（後刻訂正あり）。

○石原委員 同じく賃貸が対象だけれども、改修のほうは3件ぐらいですね。来年度以降に向けてよくよく部内でも御検討いただきたいのは、備前市内どこを見渡しても思うけど、これから5年後、10年後、本当に空き家が、うちの町内ももう軒並みです。もうしばらくはおじいちゃん、おばあちゃんおられるけど、本当その後何か恐ろしい状況も目に浮かぶけど、伊里、日生地区も何かしようと思って車両も工作機械も入らないような点もかなりあるし、至るところでどんどん問題が大きくなる。昨日か大分で大規模火災がありましたけれども、170棟が燃えて、実際その地区の方が避難されているというと数十件で110名ぐらいの方。だから、ああいうのを見ても本当に空き家が多いと。それが類焼、延焼にもつながったか分からないですけど、空き家に関して本当備前市としてより制度設計も含めてよく御検討いただいて、改修でも、片づけ、賃貸じゃなくてもいいのではないかと。都市部から転入されてくる方で賃貸じゃなくて取得、購入される方もおられますし、賃貸のくくりもよく意義も御検討いただいて、空き家の改修、さらに通常の住宅リフォームよりもっと手厚い空き家に関する補助事業もあってもいいかも分からなっていますし、空き家の有効活用、除却も引き続き力を入れてお願ひできればと思う。空き家に対して皆さん方の知恵を結集して来年度に向かっていってほしい。

瀬戸内市の方もよく話しますよ。備前から見たら次々とおうちができるみたいな話になるけど、瀬戸内市も見た目はきれいで真新しくて華やかで若者が住んでいいけど、その横でどんどん空き家が増えよるよって。さらができるんはええんじやけど、その分増えよるよて。空き家に関して何か力点、軸足を置いてしてほしい、これお願ひです。賃貸にこだわることはないと思います、改修なんか特に。

○井上都市計画課長 1点訂正させてください。先ほど、石原委員が言われました賃貸に特化したものかというところで私先ほど賃貸のみと発言したのですが、空き家バンクに登録しておれば賃貸でも所有でも活用できます。バンクに登録しておれば賃貸でも所有でも活用できます。

○石原委員 改修はバンクに登録した上で賃貸じゃない今は。既に売買でもオーケーなの。

○井上都市計画課長 売買でも可能です。

○石原委員 ホームページの紹介ではそうなっている。現状は多分リフォーム後に入居した者に1年以上の賃貸を行う住宅。だから、専ら賃貸かなど。

さっきの件数聞いたら改修が3件で、片づけは22件ということなので、そこが対象が違うて片づけのほうはフリーと思うけど。

○森本委員長 それも含めて調べてください。

休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 再開

○森本委員長 再開いたします。

○井上都市計画課長 先ほど、石原委員から御質問のありました空き家片づけ応援事業補助金及び空き家改修促進事業補助金の対象者について個別に御回答いたします。

まず、空き家片づけ応援事業補助金についてでございますが、空き家情報バンクに登録したものにつきましては賃貸、売買、両方活用できます。次に、空き家改修促進事業補助金、こちらにつきましては空き家情報バンクに登録している物件で賃貸のみでございます。

○石原委員 この補助事業における賃貸か売買かの意義ももう一度よく御検討いただきたいのと、賃貸でなくても、売買でも改修なんかもね。それから、バンクへの登録の意義なども。バンクへの登録で少しハードルが高まる場面も多分にあるでしょうし、バンクへの登録の意義と、例えば、新築補助事業でかつてあったと思うけれども、最大100万円補助しますけれども、新築後10年以上は備前市内に在住することみたいなのがあって、仮にそれより早いタイミングで転出等すればその期間に応じて返還をお願いする制度もあったと思うので、空き家の改修事業でも例えば上限を100万円、その代わり改修後一定期間備前市への居住条件を設けることとも含めて総合的に御検討いただくことをここでお願いをさせていただく。

○松本委員 不動産会社というか、不動産事業をやっている方と市との連携はこういう対策で取られているというか、どうなっているのか。

○井上都市計画課長 空き家バンクに登録された方について不動産会社に情報提供はいたします。そこの中で不動産会社の方が手を挙げられれば岡山定住ポータルという不動産のポータルにアップされまして、そういったところでの空き家の賃貸とか売買、そういったのも情報発信されているという状況でございます。

○松本委員 それなりに不動産会社に協力してもらいながら情報を集めたり、情報を売ったり、それから仲介を任せたりするという連携は常時取られているということで理解していいですか。

○井上都市計画課長 空き家バンクに登録すればそのような形になるかと思います。

○森本委員長 よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

***** 文化観光についての調査研究 *****

文化観光についての調査研究。

観光行政についてです。

○尾川委員 9月の補正で観光協会のことで修正かけた経緯があったけど、それについていろいろ議員の中にも考え方方が違うということを言われるけど、個人的には備前市の観光行政をどうしていくかということを明確に計画書を市が主体になってつくってもらいたい。以前の議員もそれ主張していたけど、観光計画書が見当たらないというか、内部的にはあるかもしれないけど、正式に見たことがないので、きちんと明確に何年後はどうするとか、どういう方法で。一番に役割

分担、すみ分けは非常に難しいと思うけど、観光協会どこどこやる、六古窯も。閑谷学校があり、陶友会あり、北前船はどこがやっているのか、そういうことを含めて全体的な計画をつくるという。総合計画にも出てくると思うけど、総合計画じや漠然としておると思うので、そのあたりの計画を。備前市の観光行政というか、やり方を。

今まで市が直接手を出してやっていくと、いろんな連携は絶対どっかで起こるけど、主は備前市がやっていくと理解して、人力も投入するし、金も投入すると理解しているけど、そのあたりの方向転換、まず基本的な計画書をつくる予定はないのかどうか。

○神田観光・シティプロモーション課長 以前、これは多分本会議でも御答弁があったかと思うんですけども、現時点では観光振興計画的なようなものを作成する予定はないということでお答えをさせていただいていたかと記憶してございます。

9月定例会におきまして、貴重な委員からの御意見賜りましてありがとうございました。備前市の経済から地域活性化、それから観光客誘客を図る上で先ほど委員から御指摘があつた観光協会は中心的な役割を担う団体でございますので、その活動自体は本市の経済振興にはもう必要不可欠なものと考えております。

ただ、先ほど委員からも御指摘がありましたとおり、すみ分け、市としての役割分担、それから民間事業者がやっていく役割分担も含めて現在見直し中でございますけれども、先ほど委員からもございましたけれども、後期計画の総合計画で現在見直しを行っております。当然のことながら、観光施策を重要な政策の柱としてそこについては位置づけておりますので、そういったところのKPGなりKPIも基軸に起きたながら実効性のある観光行政を推進していきたいと考えております。

○尾川委員 実態を見れば分かろうということなので、そのとき適宜方針決めていくというのもあると思うけど、説得力、市民に対して見えないといけないわけですから、市民に対して見えるということは議会にもきちんと見えないといけないということと思うけど、備前市は、観光行政はどこが一番上ならと。要するに対等じゃいけないと思う、私は。どっかが指示出して、その指示に従わないような者は、そういう方向性を明確に示すべきと思うので、そのためには計画は要るし、役割分担も絶対どっかで連携はあると思う、力関係は出てくると思うけど、そのあたりをこの機会に明確に。

今までどっちかというとなし崩し的に市が金持っている、人力を投入すると。市が1と理解していたけど、そのためにはどういうふうに役割をする、ただてんで勝手に動いて自分がしたいことをやっていたんじゃ、一つのチームとしてまとめていく、まとまらなければ、ばらばらにしていたら自分のジェスチャー、パフォーマンスばかりやられたら、それと一緒にできちっと取りまとめるところがおって誰かがコーディネーター、指示出す人がいないと、明確にすべきと思う。そのために計画とか役割分担は必要と思うけど、明確にしてほしい。

○神田観光・シティプロモーション課長 このたびの御指摘を頂戴しまして、計画がいいのか分

かりませんけれども、総合計画が基本計画とすると、実施計画については備前市の中期財政計画で運用してございます。そういった部分とは別に個別のどういった指針あるいは計画、それを策定したほうがいいのか、それともそれ以外の交付金、補助金をもらうための最近多くございます地域活性化計画等々、そういうものを基軸に置いてそういうすみ分けをしていくのか、そういったところも踏まえながらこれから研究していくかと思っております。

○尾川委員 今まで足跡、後見ればどういうふうにやっているかは分かろうが言わればしようがないけど、それだけじゃみんなを説得できないと思うので、こういう方向に行きますよと、Aさんはこういう役割ですよ、Bさんはこういう役ですよ、そういう機関ごとのきちっと役割分担を誰が決めるのかというと備前市が金を持っているところがもう采配しないとしようがないと思う。そういう意味から明確にこの機会にやって、幾ら金を出す、出さないということを明確にして、全部やるならもう観光協会も市の何へ取り込むとか、極端な話。そういうことを考えてやらないと中途半端にやっていたら。顕彰保存会は一つの組織があるわけじゃからそれなりの目的があるわけじゃからそれも尊重しないといけないけど、全体的なことを勝手にやるんじゃなしにまとまって金も投入するし、人も投入すると。それ誰が決めるならというと備前市が決めるべきと思う。そういうことでぜひ、役割分担と計画を明確にしてほしいと思う。

○内田委員 観光協会、事務局はもともと市の商工観光課の中へあって、昭和50年代に会議所のほうは事務委託を受けて、そして会議所であれば限界があるので、独立していかないといけないということで今現在に至っておるが、基本的な考え、私が思っておったのが一番大事な駅でのインフォメーション。ここであれば伊部駅あるいは日生駅。

民間で土産物屋があればいいけど、土産物屋はないので、インフォメーションは朝から晩まで忙しくないので、合間合間に少しお土産を売ればいいのかな。そういう中で特に大事なのは事業だろうと思います。事業につきましては執行部と観光協会がよく話し合いをしながら事業の割り振りをきっちりしないと補助金のところがおかしくなってくるという思いを持っています。そういう中、一番大事なのは事業、すみ分けをどこまで市はやって、どこまで観光協会がするかということをよく相談しながら決めてもらいたいと思っております。

観光協会の役員の声があまり聞こえてこないので、役員約20人ほどいらっしゃると思うので、懇談してもいいのかな、個人的にはそう思っております。

○神田観光・シティプロモーション課長 役員のお声まで運用面にどこまで市が携わるかというのは分かりませんけれども、先ほど尾川委員からも御指摘がありました事業のすみ分けを含めてきちっとそこの分担をしていくと。

先ほど市役所から会議所、あるいは独立して法人になっておりますけれども、若干時代の趨勢もあるうかと思うんです。そういう中で、市役所のヒューマンリソースも限られておりますので、何が一番最適なのはそれぞれの市町村での事情も違ってまいりましょうし、先ほど御指摘いただきました伊部駅、日生駅を含めたインフォメーション、あるいはお土産売場の販売、それ

以外にどういったところが地域経済循環に寄与していくのかというところも視野に先ほどの御意見を踏まえて今後検討してまいりたいと考えております。

○内田委員 備前焼まつりについて、今回、品川リフラさんの冠がついておった備前焼は非常にすばらしいと本当思いました。これいい例、アイデアと思いました。もし許されるならば協賛金はお幾らもらわれたのか。

○神田観光・シティプロモーション課長 一番筆頭の協賛金がたしか100万円かと思っております。ホームページ、インスタだったか公開してございますので、全然お話できるかと思います。

○内田委員 100万円頂いた中で当日開会式の挨拶の中で市長が何度も品川リフレ、リフレと、2回、3回でない、もっとたくさん言われたと思います。市長は品川リフレと思われているのか。

○神田観光・シティプロモーション課長 滑舌の部分もおありになろうかと思うんですが、私が聞いたタイミングでは品川リフラとおっしゃられたところもあったようにお見受けしてございますので、その辺は御容赦いただけたらと思います。

○内田委員 私は全て品川リフレと聞こえたものですから、私は間違いを責めるわけでないので、そのときは事務方もおったと思いますので、たしか挨拶5分ぐらいあったと思いますので、その途中に事務方が市長、それは品川リフラですと言ってあげるべきと思いましたので、何でそういうのはなかったのか、それは残念です。

○神田観光・シティプロモーション課長 今後、式次第等も含めてどういうふうに統制をかけていけばそういうことがないかというのを鑑みながら運用していきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○内田委員 これも非常にいい試みでうちわを作られていました。日生運輸さんが協賛されていいるのか、よろしければ幾ら協賛。

○神田観光・シティプロモーション課長 これは30万円の金額だったと思います。

○内田委員 30万円もらいながら、日生運輸さんの「運」という字が違っているけど、気づかれていますか。

○神田観光・シティプロモーション課長 今の御指摘で初めて知りました。

○内田委員 私は社長を少し知っているものですから、の方は陽明学、姓名学を勉強されていますから非常に字はこだわりを持ってますので、また確認して私は早く謝ったほうがいいと思います。

○松本委員 観光協会の中には構成団体として、日生でいえば漁協、商工会議所、どこの地区においても大体業界を代表しているという方々で構成されています、観光協会。これだけの団体が構成されながら何で前に進まないのかな。

それと、話をすることそのものが市議会の中では備前焼が主にやられて、時々日本遺産の3つ

のルートをどうのこうのという話が出ていましたけど、尾川委員に非常に賛成するわけですが、観光協会のメンバーは本当もうお偉方です。その方が何も感じないのかな、イニシアを取って全体まとめていく方がおらないと、それぞれの団体でそれなりに地域を代表している、業界を代表している方が並んでいるけど、そこが欠けていたと思う。それも単発的に相手をどうのこうのじやなしに粘り強くそれこそ4年計画なり、中期計画に沿った形で推進していくとか、もちろんアイデアが大事ということもあるけど、そういう体制がつくられない限り結局今までと同じようにだらだら推移していく感じがする。

今まで市議会でも3つの日本遺産はどうのこうのとか、大多府の開発をどうするとか、いろいろなことは議論されてきたけど、結局誰が統合してまとめて推進していくかというリーダー、中心部、いなかつた気がする。そのことをある意味では4年間を中期計画を立てる上で一応どうだったかということを総括してみてこれからどうあるべきかを、市の幹部、部署、考えないとそれぞの業界の代表とか観光協会のメンバーが考えてもうまくいく気がしない。そういう点でよろしく、期待を含めてあなた方に期待するわけですが、どうでしょうか。

○神田観光・シティプロモーション課長 観光協会様の理事等々を私どもがとやかく言う立場にはございませんけれども、観光協会の事務局様とはそういった観光協会の総意であるのかとか、どういった議論がなされたのかとか、そういった建設的なお話も含めた市との協議等々は日々させていただいております。

そういった中で、観光協会さんとしてもこのたびの9月の御意見等々を頂戴したものを含めてこの先どういうふうに変わるべきなのか、変えていくべきなのかというのも一部聞き及んでいる部分がございます。そういったところを貴重な御意見として頂戴しながら観光協会さんにもお伝えはさせていただこうかなと思っております。

○松本委員 観光協会のメンバーの中に副市長か市の幹部おられましたか。

○神田観光・シティプロモーション課長 私どもが把握している理事一覧の中にはいらっしゃいません。

○松本委員 観光協会、よっしゃ、わしが、私がというてリーダーを持ってみんなの各団体をまとめていく、そういう人格、リーダーがどうしても必要だったし、それがないなら市が中へ入って積極的に物申していくとか、一緒にやっていくという姿勢がないとうまくいかないと思いますけど、どうでしょうか。

○神田観光・シティプロモーション課長 9月以降、それまでもそうでしたけれども、観光協会の事務局とはコンスタントにそういうお話はさせていただいてきたと聞いております。私来させていただいてから以降も事務局とはそういった部分も含めて、委員おっしゃられている部分も含めて指示とか指揮命令権者ではございませんので、そういった意見もございますよというお話はるるさせていただいたつもりでございます。

そういった中で、観光協会さんがどういうふうにお考えになられるか、あるいはその中で例え

ば市の関与も含めて御要望等々あればそういったところの御協力というのも全然拒むものではないかなと考えております。

○松本委員 それがないなら仮にあなたが事務局に座ってやるとか、そういう姿勢を見せないと市がどうのこうの言っている、あいつが言っていると結局なってしまう、組織そのものが。そういうところをどうしても改められないと物事前へ進まないと思う。できたからといって進むとは限りませんけど、それがないともう何も今までと同じじゃないかと。

○神田観光・シティプロモーション課長 このたびも観光協会様から要望書を頂戴してございます。ただ、今補正をかけさせていただいております。若干市の意向にそぐう部分と内容として透明性、あるいは自主財源の確保、そういった部分で、それからあるいは先ほど委員から、各委員から御指摘いただきました市観光行政とのすみ分け、そういった部分についてもう少しきちつとしたそれこそ市民の皆さんに納得いただけるようなといった内容についてということで補正をかけるように指示をさせていただいているものもございます。それだけでは事足りないかも分かりませんけれども、そういったところも含めていろいろ御協力、協議等々連携させていただける部分につきましてはさせていただいている状況にございますので、御理解いただけたらと思います。

○尾川委員 来年度の取組についてどうお考えなのか、予算を立てる時期と思うので、それに裏づけした、継続した事業もあると思うけど、次の機会にどういうふうに備前市の観光行政を持っていこうかということを組織的な問題もあるけど、どういうことをやろうとしているのかを見せて、今までそういうなのは出てないと思うけど、この機会に明確にして出して、追加になる事業は出てくると思うけど、ある程度長期的な、1年間ぐらいは最低限こういう取組すると、それをいかに連携して取りまとめてしていくかということだと思うので、次の議会ぐらいまでにはどういうやっていこうというのを見せてもらいたい。

○神田観光・シティプロモーション課長 来年度、今はもう鋭意来年度予算編成に向けて協議調整等々をさせていただいている最中でございます。

尾川委員おっしゃられたように、当然のことながら観光行政施策として基軸になる部分については先ほども申し上げましたけども、総合計画の中には私ども備前市が誇る3つの日本遺産を有してございますので、そこを基軸にして、当然のことながらそれ以外のコンテンツもございますけれども、そういったところをいかに連携、連動させながら観光誘客を図るか、ひいては地域経済の活性化に寄与できるかというところがまず1点。

それから、今までの観光行政の中で若干エビデンスとして数値の実績が弱いものが結構ございます。そういったのを推しはかる観光行政のデータ蓄積をしないとこの先どう展開していったらいいのかという定量評価もできませんので、そういったところに重点的にやっていきたい。

地理的条件で備前市は点在している集落が多うございます。観光スポットにつきましてもコンテンツも含めててんてばらばらというものもあります。集約しているところもございます。そういったところで課題になりますのが二次交通という部分が大きな課題になろうかと思いますの

で、そういう部分も引き続き検討、研究をしてまいりたいと考えております。そういう内容につきまして、令和8年度何ができるかというところで進めて行けたらということで今課内で調整に入ってございます。

○森本委員長 ほかの方でよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次に、観光旅客船について。

○尾川委員 具体的な方針はどういう状況になっているのかお聞きしたい。

○神田観光・シティプロモーション課長 前回の定例会で工期変更を御議決いただきましてありがとうございました。それを踏まえて12月の中にはということで先般11月18日、JCIといいまして小型船舶の機構の検査を受けたということで聞いてございます。それから、さきの12月16日、あくまで予定でございますけれども、その日に市の竣工検査を受ける予定ということで聞いてございます。ですので、それを踏まえた上で年内での納期は間に合うのではなかろうかと。

先ほど、委員御指摘の運航につきましては当然のことながら早く進めないといけないですけれども、9月定例会でも市長の御発言にもありましたけれども、大規模事業につきましては一度足元に立ち返ってもう一度見直すという御指示もございましたので、前回の委員会でもお伝えしましたとおり、PTも運用させていただいております。

それから、プロジェクトチーム以外に11月1日から一般事務職員ではございますけれども、精通された方を会計年度任用職員として採用させていただいて、もうそれに特化した業務にいそしんでいただいているという状況にございます。

そういう中で、今は乗っていただくにしても安全対策が一番でございますので、護岸に係留するのかとか、例えばこれも可能性としての話でまだ分かりませんけれども、東備港、片上湾に何かしら水深的に問題がないかとか、水深簡易調査も先日でしたか、済ませたところで、そこを踏まえて安全管理上の問題がクリアできるのであればどういうふうに今後していこうかというのを本当に鋭意関係機関との調整も含めて急ピッチで進めさせていただいてございますので、よろしくお願いできたらと思います。

○尾川委員 とにかくこっちも議決している責任がある。同じことを繰り返して悪いけど、計画も提案はあった。定期船に使いますと、空いているときには。定期船で桟橋造りますという話を聞いて、桟橋についてはもうちょっと調整しなさいと、もうちょっと深く研究しなさいということで修正かけた覚えがある。そういう計画があるわけだから、いろいろちまたのうわさじや定期船に使えない船とか、今さらそんなこと、こっちも信用しているし、当然バスでももう車椅子が乗るような床が低い車両ばっかりになってきてるわけじやから、当然船が定期船に使えない、車椅子からは乗降できないと、どうカバーしていくかということも。本当かどうかは知ないけど、そういううわさ聞くから、不安感をみんなに持たせて、議会が結局見て、聞いて、議決した

のかと。使えないものを定期船に使うというたりしておかしいじゃないかというクレーム、御意見があるので、そういうのを執行部は提案した責任があると思う。その辺をもう少し解消して説明不足のところをやって、それと時間も、今後どうなるならと。極端に言うと美術館の前へ置いとけと、極端な話で言われる、情けないと思う。

速やかに早めに計画書を明確にして、市長に何も聞いてないみたいなことを言ってもらったら困るということを言ふわけじや、はっきり言うて。議場で言われるということは私物すごく心外じや。その辺を解消するように担当者とすれば説明不足のところを説明してもらいたいし、市民にしていかないといけない。

船が12月末には入る。そうしたら、どういうふうに使っていくとかはそろそろあってもええと。速やかに具体的な計画、できる可能性のある計画を出してもらいたいと思います。

○神田観光・シティプロモーション課長 まず、市民の皆様、当然委員の皆様もそうですけれども、広く還元できる仕組みっていうのが必要にならうかと思います。

そういった中で、先ほど12月中の納期に間に合うのではなかろうかという予定で進ませていただいているということにつきましては説明申し上げたとおりですけれども、物が来ましたらどこかのタイミング、いつぞやっていう部分も含めて今調整中でございますけれども、お披露目式、落成式的なものができればということで今鋭意PTでも、それから内部でも調整をさせていただいてございますので、その辺につきましては市民の皆様等々の安全対策を一番に考えながら、ただ一つのタイミングというのが今現時点でまだ調整中でございますので、可及的速やかに対応したいということで考えてはございますが、なるべく早めに委員の皆様には御案内等々できる形でさせていただけたらと考えてはおります。

○尾川委員 誰が本当に責任持って棒芯、中心になる人は誰なのかを教えてほしい。

○神田観光・シティプロモーション課長 いろいろ御迷惑をおかけして申し訳ございません。これにつきましても縦割りと言われて大変恐縮でございますけれども、建造につきましては大森参与が直接的な担当をしております。運航につきましては今現在観光・シティプロモーション課で担当を承っているのが現状でございます。

○松本委員 結論として12月に間に合うのか。

○神田観光・シティプロモーション課長 繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げたとおりその予定で進んでございます。

○松本委員 今の話を聞いていたら、何か間に合わないと聞こえる。だって、どこに泊めるか、今も深さが耐えられるかどうか、もうそんな話を今頃するのかと。ほとんど情報が公開されていないという感じがする。

○神田観光・シティプロモーション課長 9月定例会で市長の御発言にもございましたが、あらゆる可能性を視野にというところで足元に立ち返って考え方直すという御指示がございましたので、それを含めて今は護岸係留を中心に市の管理所有港湾を重点的にどこが一番適当かというこ

とを市民の安全対策を考えた上で調整している最中でございますということで先ほどの繰り返しで申し訳ございませんが、よろしくお願ひできたらと思います。

○松本委員 管理の仕方はどうであってもいい。護岸でもどこでもいいですけど、これから運用をどうやってやるかということがまず一番大事だと。全然見えてこないし、いつか市長が冗談半分に言っていたけど、市民は無料にしてばあっともうそこら辺を運航してみようやと、またみんなで考えようと、そういう案もほとんど冗談だと思いますけど。何かモーションを起こさないと結局また3か月、また延びた、そういうふうにどうもなっていく気がして仕方ない。

○神田観光・シティプロモーション課長 これも納期後直ちにどの程度の運航ができるかという、定期的な観光運航ができるかというところにつきましては、その時期も含めて今最終的な調整を急ピッチで行っているところでございます。

例えば子供たちの海洋学習で使えるとか、月々のテーマを決めて月次イベントの利用とかというのもございましょうし、富裕層の方への大きいツアーも考えられるでしょうし、そういったところの部分も私ども観光・シティプロモーション課としても観光資源としてどういうふうに活用できるのか、先ほどの尾川委員にも御答弁させていただきましたけれども、例えば東備港、片上湾にどういうふうな格好で停泊するのかということの実現可能性も含めて水深調査もさせていただいておりますし、そういった部分がタイムリーに納期後すぐにできればいいですけれども、そういった時期も含めて今鋭意調整を急ピッチでさせていただいているところでございますので、御理解いただけたらと思います。

○松本委員 実際、9月の答弁は全庁を挙げてきちっと考えますと市長は言ったけど、全庁挙げて考えたような、また実行しているような雰囲気は見えないですけど、どうでしょうか。

○神田観光・シティプロモーション課長 機関については海事局なり県なり、係留場所によっても当然のことながら協議機関が変わってまいります。その機関が御自身が持たれているとか、民間が持たれている、権利を有されているところにされるということであれば状況も変わってくるかもしれません。そういったところも含めて私ども考えてございますし、全庁を挙げてということは係長級を中心としたプロジェクトチームを立ち上げて今鋭意検討もさせていただいて、来週かぐらいには次の会議も一応予定するような指示を出しておりますので、そういったところで一応その部署横断的にいろいろ御議論をしていただいている状況ではございます。

○石原委員 観光船に関してですが、まだ完成間近のタイミングでしょうけど、恐らく趣向を凝らした意匠、デザインでもって内装を含めて建造が進んでおると思うけれども、まだ完成間近、未完工、どこまで進んでいるのか分からないですけど、参考として内装の写真のようなものを我々にお示しいただくことは。

○神田観光・シティプロモーション課長 それこそセクショナリズムの弊害と言われたらすけど、大森参与がそこはマターとして出すことになるので、どうお答えしていいか。

○石原委員 今日の委員会のやり取り、もし市民の方がお聞きになられたら恐らく大きな落胆を

持って、中には多くの方が怒りを込めて聞かれているかと。担当されて一生懸命頑張っておられる部署の方、職員の方には悪いが、あまりにもです。本来ならこの船1月末にはできていたわけですから、それが諸事情で専決で延ばされて、さらにせんだっての工期延長。約1年間伸びたわけです。本当に工期、当初の見込みどおり1月に仮にできていたらどういう運航をされとったのかと。

恐らくこの建造事業も予算も可決された案件ですけれども、僕は驚愕を持って強烈に覚えていいるけど、いつぞやの一般質問で大多府の北前船の模型が傷んどってみたいな話をされたときに市長が答弁でいやいや、もう本物の船の建造、担当部署に指示をしております、来年度予算化に向けてみたいなことをいきなり言われて、もう驚愕を持ってお聞きしたのを強烈に覚えているが、恐らくそこは凝ったデザインが加わってきたりして、本当に大変だったと思う。

この間の工期延長の際も市民の中には僕らでも聞いたりしましたけれども、むやみに工期を延ばすべきではないという声もいただいたけど、そこで工期を打ち切って中途半端な船が備前市に納品されることになるとそれこそマイナスのほうが大きいということで意思表示もさせていただいたが、さすがに約1か月後には船がやってくる段階でまだ鋭意プロジェクトチームで検討しますでは本当どうなんだろうと。これはたまたま船ですけど、美術館、図書館、新たに施設ができるときに完成約1か月前にまだ中身が全然決まってないみたいな、同じ話じゃないかなと。これを聞かれた市民はどう感じられるのかと。

何か今日新たなものが出てくると、方向性であったり。もう立ち止まって考えるのもいいんですけど、それも含めて予定どおり12月中に完成して船がやってくる。さっき言われた片上港もあったけど、それも県の手続が要るでしょうし、完成して当面は市が所有する港、久々井か寒河か鴻島か、そこへしばらく停泊をして、はつきりとした運航計画、業者等々が決まって、いよいよ出航という格好になるのか。当面はもうどつかへ泊まってということで。

○神田観光・シティプロモーション課長 委員おっしゃられることはごもっともだと思います。そういうことで見直しを含めて今鋭意やってございますけれども、停泊場所、係留場所につきましては以前の委員会でもうちの部長が答弁させていただいていますけど、民間活力も視野についてのところもお話し申し上げてきた経緯がございます。そういったところも含めてあらゆる可能性を模索しながら今調整をさせていただいている段階でございまして、先ほど委員おっしゃられました当然のことながら市管理港湾であれば久々井、鴻島、寒河になろうかと思いますけれども、そういった可能性がどこにあるかっていうところをもう可及的速やかに進めようということろで今進めてございますので、その辺何とぞ御理解をよろしくお願ひできたらと思います。

○石原委員 備前市として船の完成に向けて最優先に何を一番にしないといけないのか、準備として。停泊場所なのか、さっき言われた手法、海洋教育、富裕層のクルージング、いろんな可能性はあるにせよ、何を優先順位で。

○神田観光・シティプロモーション課長 考え方としていろいろあろうかと思いますけれども、

係留につきましては当然のことながら係留のほうのセグメントの業務をしなくちゃいけない。あるいは観光船の就航ルート、そういうしたものにつきましては周遊をするのか、就航するのか、そういうところについてどういう航路を申請するのかにもよって、どちらかというとデュアルで進めていく必要があろうかと思いますので、まずは船が来るのであれば船を置くのをどうするか、同時並行で周遊、就航のプログラムについてもどういうふうに進めていくのかをダブルで同時並行的にいかないと駄目と考えております。

○石原委員 運航についてあらゆる可能性がある中で、船はこの期にできるけれども、運航自体は新年度ぐらいからですか。

○神田観光・シティプロモーション課長 先ほど申し上げたとおり、時期についてもそこを調整今している最中でございますので、可能性としてそれがゼロかと言われるとゼロではないかも知れないですし、そうじやないかも分かりませんとしか今申し上げることができません。

○石原委員 取りあえず船が12月に、約1か月後にはできます。備前市にやってきます。さっき言われた具体的な運航については、ありようについてはチーム等と、新たな会計年度任用職員も使われているようなので、そういう方も交じって決まっていくでしょうけど、どこへ泊めておくかがまずは一番ですね。船が来てまあ備前市どこへ着けましょうかと。

○神田観光・シティプロモーション課長 物が参ることを前提に考えればそこがまず大優先になろうかと思いますが、周遊、就航プランについてもそれなりに期間を要すると伺っておりますので、それもおざなりにしているとどんどん延びちゃうという形もうちとしてはやぶさかではございませんので、避けたいというところでそれもやっていかなくちゃいけないかなと考えております。

○松本委員 一時保管ならどこでも泊められますよ。うちの前でも泊められます、許可さえ下りれば、税金。ただ、そこを基地に運航するとかは別だけど。日生にも係留地いっぱいあります。あそこの一角を借りて泊めておくぐらいそんなに難しいことじゃないと思う。何で片上湾じゃないと、どこでもいいんですけど、係留地ぐらいどこでもあります。だから市民が怒る。何でそんなことでごたごた言わないといけないの、何も進んでないがと。

○神田観光・シティプロモーション課長 詳細が分かりかねますけれども、私どもとしては先ほども繰り返しますけれども、例えば護岸係留することによって段差があまりにもできるところは非常に安全対策上難しいでしょと。ただ単に泊めるという話だけで考えているわけではございません。

先ほどの繰り返しになりますけども、民間が所有されている、許認可を取られている場所であれば比較的安易に短期間でできる可能性もあるうかとは思います。ただ、そういうところも含めてうちとしてはどこが最適なのかを今調整している最中でございますので、御理解いただけたらと思います。

○松本委員 私が問題にしているのは、調整に何でそんなに時間がかかるかということです。だ

って、係留するところは幾らでもある、お金と許可だけ得られれば。現に今定期船と同じ大きさ、NORINA HALLEと。あのぐらいの船ならそんなに物すごく大きい船でもないし、そんなに難しい問題じゃない。

今現にあれぐらいの大きさのクルーザーが日生駅の前の対岸、泊まっています。あの周辺の海が深い浅いとかそんなことは大して問題にならないと思う。だから、そんなことに何で時間がかかるかをもうちょっと、それこそ紹介しましょうか、誰かアドバイスしてくれる人を。

現に、1週間前に、私が市役所誰なら、もう話をしてやるよって僕のところへ来たけど、今議論しているから待ってというてから僕は止めているんですよ。アドバイスするという人がおる、今度連れてきますから一応話だけ聞いてください。

○森本委員長 ほかの方いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

以上で総務産業委員会を閉会いたします。

午後3時22分 閉会